

令和4年第7回定例会
(1日目)

津別町議会会議録

令和4年第7回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和4年12月7日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和4年12月15日 午前10時00分

延会日時 令和4年12月15日 午後3時4分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	×	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	松木 幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木 幸次	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	千葉 誠	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	宮脇 史行	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	千葉 誠	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 佐藤 久哉 8番 高橋 剛
2			会期の決定	自 12月 15日 2日間 至 12月 16日
3			諸般の報告	
4			所信表明	
5			行政報告	
6			一般質問	
7	議案	60	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
8	〃	61	津別町図書館条例の制定について	
9	〃	62	津別町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	
10	〃	63	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	64	津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	65	津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	66	津別町地域おこし協力隊設置条例を廃止する条例の制定について	
14	〃	67	財産の取得について（新図書館用備品）	
15	〃	68	工事請負契約の変更契約の締結について（木質バイオマスセンター建設工事）	
16	〃	69	工事請負契約の変更契約の締結について（木材工芸館木質バイオマスボイラー施設建設工事）	
17	〃	70	令和4年度津別町一般会計補正予算（第8号）について	
18	〃	71	令和4年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
19	〃	72	令和4年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について	
20	〃	73	令和4年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
21	〃	74	令和4年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	
22	〃	75	令和4年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について	
23	報告	14	令和4年度定例監査の報告について	

日程	区分	番号	件名	顛末
24	報告	15	例月出納検査の報告について（令和4年度 8月分、9月分、10月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから、令和 4 年第 7 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

7 番 佐藤 久哉 君 8 番 高橋 剛 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 16 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎所信表明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、所信表明を行います。

町長から、所信表明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 おはようございます。

このたびの町長選挙におきましては、町民の皆さまをはじめ各方面から力強いご支援と心温まるご厚情をいただき、5たび無投票当選の栄に浴し、再び町政執行の重責を担わせていただくことになりました。

議会開会にあたりまして、5期目の町政執行に対する所信を表明し、議員各位のご支援と率直なご指摘、ご意見をいただければ幸いに存じます。

さて、4期16年を振り返りますと、津別スキー場の閉鎖という重い課題に始まり、この間、特に人口減少社会に対応するため、さまざまな施策を進めてきたところであります。

私が就任しました平成18年度末の人口は6,182人、高齢化率は35.04%でしたが、令和3年度末においては人口4,276人、高齢化率45.42%となり、この間、人口は1,906人減少し、高齢化率は10.38%上昇しました。

人口が減少するとさまざまな問題が生じます。空き家の増加、高齢の一人暮らし世帯の増加、医療の維持、労働力不足、買い物環境の減少、公共交通の維持、高校の存

続、公共施設の老朽化、税収の減少など数多くの課題が生じることから、これらを一
つ一つ克服していかなければなりません。

その克服の基本となるものは、町民の皆さまの手によって策定された、令和2年度
を始期とする「津別町第6次総合計画」であり。この計画を確実に実行に移していく
ことが私に課せられた責務であると考えております。

ここで、これからの4年の中で、具体的に進めてまいりたいと考えております施策
について、幾つか申し述べさせていただきます。

一つ目は「町の憲法」とも言われる「まちづくり基本条例」の制定であります。長
く町政を執行させていただきながら感じたことは、住民と行政の関係性、住民同士の
関係性をやはりきちんと明文化すべきではないかと考えるようになり、条例を検討す
る過程を通じて将来の地域像や自治体のあり方について住民と行政が考える機会を持
ち、それぞれの役割や責務を明確にしていきたいと考えております。これに議会基本
条例づくりとも連動させていただければ、なお幸いに思うところであります。

二つ目は、現在、「津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」に基づき進めてい
ます、中心市街地をコンパクトで魅力あるものにするまちづくりの推進であります。
令和4年度にコミュニティゾーン内の「大通棟」が完成しますが、町民の皆さまの喜
ぶ顔を思い浮かべながら、引き続き第2棟となる「幸町棟」の整備を進めてまいりま
す。

三つ目は、町民の健康にとって必要不可欠な医療の確保であります。町内唯一の医
療機関である津別病院への支援を引き続き行ってまいりますが、病院の老朽化に伴う
新築の支援につきましても、既に設置の「病院施設整備基金」への積み立てを継続す
るとともに、丸玉木材株式会社及び津別病院と将来の医療体制のあり方を含めて協議
を進めてまいります。

四つ目は、高齢化社会に欠くことのできない特別養護老人ホームについて、いちい
の園を経営移譲した恵和福祉会が、施設の老朽化に伴い新築を計画していますことか
ら、これに対する助成について検討を進めてまいります。

五つ目は、人口を確保するためには、さらなる住環境の整備が必要であるとの認識
から、建設資材高騰の折、町内建設業協会等からの要望も踏まえ、住宅新築奨励事業、

住宅改修奨励事業、中古住宅購入奨励事業の補助内容の見直しのほか、市街地の町有地を住宅建設用地として販売することなども進めてまいります。

六つ目は、本町の基幹産業である農業について、生産手段としてのスマート農業の推進に対する支援や新規就農者に対する支援とともに、近年再び増加傾向にあるエゾシカの食害に対し、鹿柵の補強・更新に向け J A とも十分協議して支援を行ってまいります。

七つ目は、外国人を含めた観光客から津別町が注目されるよう、津別峠周辺を中心に阿寒摩周国立公園に編入する取り組みを進め、観光のさらなる振興を図ってまいります。

このほか、森林環境譲与税を活用した林業林産業への支援、障がい者の働く場の拡大、給食センター改築による安定した給食の提供と学校給食の一部無償化、子育て支援、子どもの遊び場の整備、ふるさと納税返礼品の強化、自主防災組織や自治会と連携した災害対策の強化、デジタル化・キャッシュレス化に向けた取り組みのほか、数多くの課題につきましても積極的に取り組んでまいります。

津別町は3年前に開町 100 年を迎えました。今、町の様子が大きく変わろうとしています。もっと言えば、時代に即した町に変えようと大がかりな取り組みを進めているところです。これには多くの資金を必要とすることから、将来に不安を感じる町民の方がおられることも承知しておりますが、平成 20 年度から着々と未来のために蓄えてきた基金と補助金などを有効に活用し、議員各位はもとより町民の皆さまとともに未来づくりを進めてまいりたいと考えております。

何もしなければ津別町の未来は先細っていくばかりです。次代を担う若者たちの動きも活発になり、移住された方たちもまちづくりに積極的に参加されています。悲観論に浸りきった社会からは元気が失われていきます。悲観的な予測は案外と外れるものです。なぜなら、人間には前へ進もうと英知を働かせ、課題を克服していく能力があるからです。山積する課題に戸惑うことなく、むしろこれを伸びしろとして元気よく前に進みたいと考えております。

結びに、今後ともまちづくりに情熱をもち、町民の皆さまと相互理解を深め、職員と一丸となってまちづくりに全力をあげていく所存でありますので、議員各位におか

れましては、重ねてご指導ご鞭撻をいただきますよう、心よりお願い申し上げ所信表明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) これで町長の所信表明を終わります。

◎行政報告

○議長(鹿中順一君) 日程第5、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長(佐藤多一君)〔登壇〕本日ここに第7回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第6回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、「網走川流域の会」の環境大臣賞の受賞についてであります。11月13日、第41回全国豊かな海づくり大会が兵庫県明石市で開催され、本町も会員である「網走川流域の会」が、漁場・環境保全部門で環境大臣賞を受賞しました。

「網走川流域の会」は、平成27年に流域の漁協、農協、自治体等により設立され、住民参加による川の清掃活動、一次産業や自然を子どもたちに知ってもらう教育活動等を行っています。このような活動を通じ、網走川流域の地域が一体となって環境保全に取り組んでいることが評価され、今回の受賞となりました。

今後も上流自治体としての責務を果たし、関係団体等と連携して網走川流域の環境保全に努めてまいります。

次に、ほくでんエコエナジー株式会社様からの寄附についてであります。津別水力発電所が令和5年2月に100年を迎えることから、本町に対し事業貢献への感謝として、企業版ふるさと納税の寄附の申し出があり、11月30日に寄附金100万円を受領いたしました。

本町としては、はじめての企業版ふるさと納税の寄附として受けたものであり、12月14日に、役場庁舎にて同社の宮永取締役経営管理部長に感謝状を贈呈したところで

す。ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、寄附金につきましては、ご趣旨に沿った地方創生事業に活用させていただき所存であります。

次に、マイナンバーカード申請支援事務の委託についてであります。12月1日から町内の津別郵便局、本岐郵便局、北見相生郵便局においてもマイナンバーカードの申請受け付けができるよう、日本郵便株式会社と委託契約を締結いたしました。この業務委託は道内初であったことから、11月30日にテレビ局を含め役場庁舎において締結式を行ったところです。

本町における11月末現在のマイナンバーカード申請率は、60.6%でオホーツク管内18市町村中6番目となっておりますが、郵便局に支援をいただき、町民の皆さまの利便性の向上を図り、一層の普及推進に努めてまいります。

次に、丸玉木材株式会社様からの寄附についてであります。本年も寄附の申し出があり、これを加えますと平成20年度から続く寄附の総額は1億円となります。12月7日に会社を訪問し、これまで丸玉木材森づくり基金の運用状況の報告を行いました。改めて丸玉木材株式会社様に感謝の意を表しますとともに、今後とも「丸玉木材森づくり基金」の活用により、造林や除間伐などの森林整備事業に助成を行う愛林のまち緑資源を守る推進事業を継続し、豊かな森林の育成に一層努めてまいります。

次に、北海道大学の課外活動団体「HALCC」による成果報告会についてであります。12月10日、今年度の成果報告会が中央公民館で行われ、同時に道東テレビのYouTubeチャンネルでもライブ配信が行われました。

本年の活動は、6月から12月にかけて行われ、HALCCからはクマヤキをテーマに、より一層の知名度アップに向けた「クマヤキ免許証」の提言がされました。また、津別高校生との高大連携事業では、高校生が考える「理想の津別町」をテーマに、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する発表が行われました。

発表した高校2年生10名からは、町内事業所でのヒアリングや9月に北大で開催された「津別マルシェ in 北大」などの活動の中から、個々が考えた理想の津別町をつくるための具体的な解決策や振興策の提言がされ、明るい未来を感じさせる充実した報告会となったところです。町としましては提案の実現に向け検討してまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。12月5日現在、一般土木工事関係については、25件、2億4,931万円（100%）。

一般建築工事関係については、14件、5億8,714万4,000円（100%）。

簡易水道・下水道工事関係については、11件、9億1,683万9,000円（100%）。

設計等委託業務関係については、27件、1億2,241万2,000円（100%）であり、令和4年度予算分について総額18億7,570万5,000円で100%の発注率となっており、全ての発注を終了しております。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

4番、村田政義君。

○4番(村田政義君) 今のマイナンバーカードの申請の報告がございました。この関係について、町内の郵便局を活用して今執り行われているところではありますが、これらの3郵便局の状況等について、どの程度の申請がされたのか、そういったところを含めて、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長(鹿中順一君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(森井研児君) 受け付けが12月1日から始まった状況ですけれども、昨日現在です、今日はまだ状況はわかりませんが、6件というふう聞いております。

以上です。

○議長(鹿中順一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第6、一般質問を行います。

質問及び答弁は一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は前列中央の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問事項が複数ある場合は一つの質問事項が完結し、次の質問に移る場合は次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は答弁を含め60分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて90分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君）〔登壇〕議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告をさせていただきました質問につきまして一般質問をさせていただければと思います。

質問事項は給食センターの建て替えについてでございます。

平成30年12月の定例会において、渡邊議員より、学校給食センターの今後についての質問がございました。その答弁において宮管前教育長は、建て替えについては「時間は限られているので、スピード感をもって調査検討を進めたい」という趣旨の回答をされておりました。

また、令和2年12月の定例会での佐藤議員への答弁において「建て替え時期は、令和6年度を目途としたい」と回答されております。

このような中、本年12月の第6回総務文教常任委員会において「津別町新学校給食センター整備基本計画（案）」が示されました。

そこで、次の点についてお伺いをしたいと思います。

一つ目、調査検討の議論経過はどのようなものだったのか。

二つ目、計画によると、業務を委託せず直接運営することとしておりますが、その理由は何なのかご答弁をお願いします。

○議長（鹿中順一君） 高橋君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（近野幸彦君） 最初に調査検討の議論経過についてお答えします。

平成 30 年 12 月定例会において渡邊議員の一般質問に対して前教育長が答弁したとおり、平成 29 年度の学校給食センター運営協議会において、給食センターが老朽化していることを踏まえ、現状及び課題について委員各位と意見交換したのが議論の始まりでありまして、その後、平成 30 年度の運営協議会でも基本的な考え方、施設の概要、スケジュール等について協議しました。

その後、平成 30 年 11 月に総務文教常任委員会現地視察において、委員各位に老朽化の現状をご覧いただき、一定の理解は得られたものと思っておりますが、複合庁舎建設、津別小学校長寿命化工事、複合商業施設建設等の大型工事も予定されていたことから、教育委員会内では検討していたものの進展はしておりませんでした。

令和 2 年 12 月定例会での佐藤議員の一般質問に対して、町長及び前教育長の答弁において、令和 4 年度協議、令和 5 年度設計、令和 6 年度工事で進める旨の回答をしており、現状、このスケジュールどおりに進んでいるものと考えております。

今年度においても運営協議会で協議しておりますが、7 月末には委員、栄養教諭、調理員及び事務方で同規模の給食センターを視察し、また、厨房機器メーカー等から技術的な助言もいただきながら基本計画（案）を策定したところです。

今後は、細部の課題を精査し、設計にあたっては設計会社及び厨房機器メーカー等とも検討しながら運営協議会にて協議し、議会にもお示しする中でご意見をいただき、よりよいものにしていきたいと考えております。

次に、業務を委託せず直営とする理由についてお答えいたします。

まず、考え方として、今現在直営でありますので、委託とするメリットがあるのかどうかという検討でありまして、論点が逆なのかもしれませんが、委託のメリットとしてまず考えられるのはコスト面ですが、同規模で委託としている給食センターと比較した場合、私どもが想定する直営のほうが低コストであること、それから人員確保という点でも現状の雇用条件で町内雇用が可能であると考えられること、また、委託している市町村においても、ほとんどが職員の派遣方式であり事務量の軽減にもつながらないことから性急に委託とする必要性はないものと考えております。

また、直営においては、栄養教諭、調理員、事務方の連携が密になり、的確な意思疎通が可能であるとともに、有事の際にも臨機応変な対応が可能であり、何よりも栄養教諭及び調理員の顔が見える形でぬくもりのある給食を提供していくことが重要であると考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] 今回の一般質問は給食センターに関してなんですけれども、全体としては、今、質問させていただいた2問に追加質問させていただいて、これをやるためには、やはり中心となるのは計画（案）なものですから、こちらの全体像の中でも中身を見させていただいて、これはどうなのかなと思うところも何か所かあるものですから、そちらのほうの質問もさせていただければなとまず思います。

そこで、1番に関しまして、追加で質問なんですけれども、こちらの給食センターが傷んできているというのは、先ほどのご答弁にもございましたけれども、わかったのは今日、昨日のことではないということで、もう数年前から私も見させていただきましたけれども、平成30年の11月に私も現地視察をさせていただきましたし、今回の案の中でも写真つきで出ておりました。例えば壁ですとか、床、それから外の階段等の損傷がやはり激しい、それと私が厨房に入っているということもありますけれども、やはり汚染エリアと非汚染エリアの不明確な区別ですとか、あと、やはりちょっと今はほとんどの厨房ではあまり見られないウェットの床ですとか、今はほとんどドライですので、そういったようなことですか、非常に給食センターの経年劣化等が進んでいる現状がございます。

先ほども言いましたけれども、認識をされたというのは昨日、今日のことではございません。

給食センターに問題があることを認識していたのは教育委員会もされていたと思いますが、私はちょっとこの計画策定がやはり遅れたのではないかなと、そのように考えております。もう少し早く計画策定をしておけばよかったのではないかなと思います。

先ほど、ご答弁の中に複合庁舎の建設、それから小学校の長寿命化、このあたりが

ございまして、あと商業施設もということで町のほうでやはり予算組みをする時に、ほかの事業との兼ね合いがあったというのはその辺は理解をするところであります。

また、学校に関して言えば、やはり給食センターと校舎を比べると、やはり校舎を優先させるというのはそのとおりかなというのはあるのですけれども、それでもやはり少し計画策定が遅いのではないかなという思いもいたします。

計画策定が遅れた理由が何かあればお答えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 確かに遅れたのですが、平成30年の答弁では情報収集や調査検討は指示して、可能な限り早急に建設したいが、財政状況も見ながら検討したいという回答をしております。先ほど答弁したとおりですが、平成30年時点では建設スケジュールというのは確定していなかったんですけれども、ただすぐやった場合は、今言われたとおり2年ぐらい早められた可能性はあったと思います。ただ、今、申したとおり財政的な面とかいろいろな条件もありましたので遅れまして、それで先ほども申したとおり、令和2年12月の答弁でスケジュールが立てられたということで、それに基づいて今、着実に進めているという段階であります。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] 今、ご答弁いただきまして、言いたいこととか、それは今後、学校給食とか、今回は給食センターですが、それ以外の先ほど町長の所信にもございましたけれども、商業施設だけではなくていろんなもの建て替えその他というのがどうしても津別町にはハード的に古いものがございまして、そういったようなものも建て替えの時期になってきたのかなということもあります。

その中で、先ほどこれも言いましたけれども、なかなか順番をつけるのが、優先順位をつけるのが難しいものというのも多々あるのかなと思いますが、ぜひともそのあたりはよくよく内部で検討していただいて、こうこうこういう理由だからということで明快に順番の理由づけをきっちりしていただきたいというのが私の思いでございます。

もう一つ、私は、これはやはり少し遅れたのではないかなと考えております。その

中で、一つやはり触れておかなければいけないなと思いますのは、今の計画案のスケジュールを見ますと、令和7年度の工期、お話をお伺いしていますと稼働するのが夏休み明けかなということでお答えをいただいております。以前の答弁と整合性があると、今のスケジュールでも整合性があるというようなご答弁でございましたけれども、遅れたことによって、どうしても施設が古いですから修繕費がどうしてもかかってくると思うんです。それと遅れたことによって、今の複合商業施設等でも問題になっていますけれども、建設費等、こちらのほうもやはり若干上がるのかなという気はいたします。

今、全く計画案ができたところでどのぐらいかかるというのは全くわからない状態だとは思いますが、委員会でざっくりということでお話を聞いた時に、大体7億円から8億円ぐらいかなということでお伺いをいたしましたけれども、修繕費等が遅れたことによって少し余計にかかるのではないかなと思うのですが、そちらに関して何かお考えがあればお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） いろいろな理由から建設が遅れるということは、ほかの施設もいろいろあると思うんですけど、この間、相当老朽化している施設でありますから、年々壁とか床とか小破修繕的なもの、それから、もう少し大きいような修繕もやりながら何とかだましまし延ばしている状態です。

修繕については、そうしたことで仕方がない面もあるのですが、建設費については、確かにすぐ着手していれば今の高騰の前に間に合ったかもしれませんが、ただ、これも今、もう話しても仕方がないことでありますので、今後どれだけコストを抑えて、なるべく使いやすく、よりよい給食を提供していくためにどれだけコストを抑えられるかということを考えていかなきゃいけないと思いますので、確かに今言ったとおり2、3年早くすれば低く抑えられたかもしれませんが、現状としては、今、最善を尽くしていきたいということしか言いようがないという状況です。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] これに関しては、今、教育長にご答弁いただきましたけれども、最善を尽くしていただければなと思います。

それと予算ですとか決算ですとか、やはりどうしても給食センターの修繕費という項目にはつつい注目して何度か委員会等でも質問させていただいたのですけれども、私が今、もう建設費のことに関しては、今おっしゃったとおり実際につくるのはこれからなので、上がったことを嘆いてももうしょうがないわけなんですけれども、何とかボイラーはもってくれと、実はいつも思っていて、耐用年数が過ぎていて、これボイラーを入れ替えるとなったら結構大変だなと思っていて、そのボイラーだけは何とかもってほしいなといつも願っております。これからつくる施設ですので、ぜひともいいものをつくっていただければと思います。

ここで申し上げさせていただくのは、私は給食センターの建設に反対するものではないです。どちらかといえば賛成でございます。それに関して2番の質問に関しまして、さらにお伺いをさせていただければと思います。

まず、この質問をさせていただいたのは、もうメリットとかデメリットとか、そのあたりは先ほどもご答弁いただいたそのとおりだと思うんです。

そのほかにも例えば委託にすればイニシャルコストがかからないとか、当然ランニングコストもかからないわけなんですけれども、そういったことですか、いろんなことが考えられる。ただ、そのプラスとマイナスの面を両方考えたときに、それでも今と同じような直営方式をとるということを選択されるというのは、先ほどご答弁にあったようなことがあったからだとは思いますが、メリットとかデメリットではなくて、何と言いましょか、直営によって達成したいことがあるのではないかなと。給食を直接つくって届ける、そこには津別町の何と言いましょか考えだったりとか、思いとかプライド、矜持、そういったようなものが、子どもたちに伝えたいことがあるのではないかな、その辺が直営にする、直営にするというのは建てるということですから、その建てる1番の意味だと私は思います。

もし今、私ちょっとお話をさせていただきましたけれども、直営によって直接食べ物を子どもたちに届けるということでの目標というか、津別町の考えがあればぜひともお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） いろいろ委託に関してなんですけど、今の状況では直営と

いうことで、未来永劫ということではないかと思えます。今後 10 年、20 年続けていくうちに、もしかしたら委託という方向に進む可能性はあるかもということはお話しておきたいと思えます。ただ、先ほども言ったようにコストの面もありますし、施設を建ててしまえばほかの給食センターも全道で委託しているところはほとんどが職員派遣方式ということなので、人の派遣というのはほとんどです。だから建物さえあればそこに人を派遣してもらうということは可能で、やりようによっては部分的に人を派遣してもらうとかそういうこともあり得るかもしれません。ただ今、現状としては直営で町内から雇用して、今の働いている人たちの雇用も守りながらという方向で進みたいと考えています。

直営の目標とかそういう部分なんですけど、今現在も直営なのでオール津別給食という、ほかの給食センター、町にはない取り組みをやっていたり、ほかにも町内産のものを使ったりとか、いろいろほかの給食センターにない取り組みは結構やっております。基本的には今現在の取り組みを継続するというので、委託から直営とか、直営から委託に変更するわけではないので、現在の取り組みを継続しながら安心安全な給食を提供していくということでもありますけれども、基本的には基本計画の中の基本理念と基本方針ということを実際に進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 8 番、高橋剛君。

○8 番（高橋 剛君） [登壇] 今の質問の関連でいきますと、私はやはり一つには食育ということは考えていくべきだろうというふうに私は考えております。この食育の推進ですけれども、いろんな町がいろんな取り組みをやっております。津別町でもやっておりますけれども、この食育の推進について、現在行っている施策というのはどのようなことをやっておられるのか教えていただければと思います。

また、新センターが完成した折には、新たに取り組んでみたい食育の施策というのは考えていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 食育については小学校が中心ですけれども、学習指導要領に基づきまして学校経営計画の中で食に関する指導の全体計画というものを立てております。その中で基本的には給食時間そのものが食育というおさえですけれども、3

年生から6年生までは総合的な学習の時間で、それから1年生と2年生は学活の時間を使って食育授業を行っております。

また、ほかにも各単元の中で関連も含めて食育としての目標を立てております。

中学校においても教育計画の中で給食時間を中心とした目標を立てて推進しておりますし、2年生においては農業体験とか収穫したものを使って調理実習をするなどといった食育の事業も行っております。

全体的には毎月の給食だより、それから年数回の食育だよりの配布とか、オール津別給食の実施、それから、かなり津別産の食材も入れておりますので、地産地消の意義と大切さということを知ってもらうということで食育にもつながっていると思っております。

今のところは新しい給食センターが完成したその時に大きく変わるということは、まだ考えておりませんが、引き続き学校と栄養教諭がおりますので、それらと連携してよりよいものにしていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] 実は、この食育に関していろいろお話をお伺いしているときに、私は1番素晴らしいなと思ったのは、やはりオール津別産の給食、これ年に3回とお伺いしましたけれども、給食って例えばお米みたいなものがあって、主菜があって副菜があってということで、実はこれを集めようと思うと、しかも安定的に集めようと思うと、実はそんなに簡単なことではなくて、それを実現できる津別町の農業とか酪農とか、そちらの従事者の方、こちらのポテンシャルがあるからできるんだなと思って私はすごい感心をしていました。それをまた給食の中で取り組んでこられた教育委員会には敬意を表したいと思います。これはすごくいい取り組みで、これからも継続してやっていただきたいなと思います。もちろん食費の関係とかもあるので、どのぐらいって、例えば増やすとかというのは難しいかもしれないですが、津別の子どもたちに、津別だったらこういうものがとれるんだよって、こういう町なんだよというのを伝えるにはいいことかなと私は思っております。

それと新しい取り組みでちょっとお伺いしたのは、これ配置のイメージ図も示されているのですが、廊下が一応設置されることになっていまして、こういうところを

今でもやられているのかもしれないですけども、こういうところを使って例えば見学とか、学校と一部つくという話なので、そういったようなことも可能かなと思って、新しくできるのであればそういったような流れを見てもらうのも一つの手かなと思ったものですから、これに関しては質問させていただきました。

食育の推進は一つのトレンドでもありますので、ぜひともこれからも積極的に取り組んでいただければと思います。

次に、計画書の中身で、計画案で災害時の対策についてということが出ておりました。その中で備蓄庫を整備するということで書いてあったのですが、この備蓄庫の中身というのは誰に対して、どの程度の備蓄をされるのか、今、計画があれば中身を教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 先ほどもお話ししましたとおり、この給食センターはなるべくコンパクトで、なるべくコストを上げないということを目指しております、災害時の備蓄庫についても、この基本計画でいう備蓄についてはあくまでも学校給食のための備蓄でありまして、全町民に対する災害備蓄庫は建設コストの増につながりますので考えておりませんし、災害対応のための備蓄庫については災害対策本部で行うべきと考えております。

ただ有事の際には米の備蓄はありますし、あとガスがま等を使って炊き出しはできますので、そちらから何らかの食材を持ってきて調理をするということは可能ですので、この給食センターは高コストの平米単価の高い建物の中にわざわざ備蓄をしておく必要はないかなと考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） わかりました。

これに関して特別意見があるとかではなくて、中身が見えると建てる意義とかそのあたりも変わってくるのかなと思って質問をさせていただきました。今のお話を聞いていますと、あくまでもこれは学生向けであって、一般町民云々かんぬんというのは少し違う、ただし設備に関して言えば一般町民の災害時にも使うことができるというお答えだったかなと思います。

もう一つ、中身について質問をさせていただきたいんですけども、計画書を見ますと、将来的な食数の減少についてということで書かれています。ただ数字自体をよくよく見ますと、若干減り加減なのかなと思ながらも横ばいに近いぐらいの減り加減で、すごいなだらかな下り坂かなという印象はもったのですけれども、やはり中長期的に見れば、どうしても学生の減少というのは考えておかなければいけないのかなという気もいたします。

そうしますと、今、新しく給食センターを建てていこうとするわけですから、その建てた給食センターの有効活用というのがやはり必要になってくるのではないかなと思います。

そこで一つお伺いしたいなと思うのは、今、老人福祉の関係で給食を配られているかと思えます。そのような給食を学校給食センターのほうで引き受けたり、生産をするというようなこと、老人福祉の連携、こちらのほうを考えていらっしゃるのかどうか、そのあたりをお伺いできればなと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 今、お話しされたとおり、津別高校が存続している間は極端には減らないと思うのですけれども、少しずつ減っていくということは間違いありません。

ただ食数が減ったからといって、各部屋に役割がありますので、空きスペースが出るということはありません。

高齢者用給食等についても検討をしたのですけれども、あまりにもコスト的にあわないということで却下したところですが、民間で対応できるものは売上にもなるので、そちらにお願いするのが妥当かなということなのです。

給食以外の調理をする場合は、衛生管理上も完全別ラインにしなければなりませんので、最低でも出口のプラットフォームまで3部屋ぐらい余計に設けなければ、この対応ができないと。ほかにやっている給食センターもありますけど、やっぱり別ラインを設けるといって建設コストをかけながらやっているということです。今のところ設計会社、厨房メーカー等々とお話ししたところ、大体10%から15%建設コストが上がるかなということで、今の試算でいくと7,000万円から1億円ぐらいその部屋

をつくることによって上乘せになります。加えて調理は別の調理員がしなければなりません。それから栄養教員も給食以外のことはできませんし、数十食、弁当を週に2、3回やったとして、年間、数百万円の売上でそのコストを上げるというのはちょっと難しいと思ひまして、民間でできるものはなるべく民間でやっていただいたほうがいいのかなということで、今の建設に関しては考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] これに関して私も何か答えをもっているわけではなくて、単純に考えると難しいのかなという思いがあるのですけれども、ただ先ほども言いましたとおり、学生さんの数が将来的に減っていけば、今、新しく建てるもの、こちらのやはり有効活用が必要なのかなと思ったときに、ここの連携ということがやはりどうしても出てくるものですから、その辺りのお考えについてお聞かせいただきたいということでございます。

次に、建設の場所についても教えていただければなと思ひます。

計画案の中身を見させていただいて、建設場所に関していえば、今の給食センターのもう少し校門寄りというか町寄りの隣の部分だと思うのですけれども、それを認識した上で配置図を見ますと、やはり搬入と搬出、こちらのほうがわからないのですけど搬入のほうが学校側からで、搬出のほうが道路側へというような感じなのかなと、これを見ら思ひます。これ角度が違つたとしても、やはり先ほど内部の話でも言ひましたけれども汚染地域と非汚染地域、その他を考えるのであれば、やはりどうしても搬入と搬出を別々にせざるを得ないのかなと。そうしますと、そこの動線の部分では学校の敷地の中だったり、歩道だったりそういった所を行き来しなければならないのかなと思ひます。その辺、動線とかぶつていますので安全対策が私は必要なのではないかなと思ひますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） この計画の図面でわかりにくいのですが、今、学校から直接給食センターとつながっている部分がありますけれども、その反対側に今度は給食センターから学校につながっている部分をつくるというイメージで、だから搬出側が今の給食センター側の方角、小学校に持って行く場所と中学校に運ぶ場所になるか

と。まだ決まっていませんけども、今そういう方向で。となると、今の町民会館側というか、そちら側が搬入口になるかなというふうに考えておりました、ちょっと1,000平米ありますけども面積的にはちょっと狭目かなということもありまして、ちょっと設計段階に入ってからいろいろな協議をしていかなきゃならないのですけれども、流れとしてはそういう方向になるかと考えております。

安全対策については現状も同じですけども1台の配送車で運びますので、出入りするの数は数回しかありません。食材の搬入についてもそう多くはありませんので、他の施設と比較しても出入りが多ということはないと思いますので、交通安全対策が必要だとは考えておりません。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] とはいえ何が起こるかわからないのが交通事故ですから、その辺はぜひとも、やはり安全には気をつけていただいて作業をしていただければと思いますので、そのように希望をさせていただければと思います。

次に、主要熱源についてもちょっとお話をお伺いできればと思うのですが、主要熱源について、津別町で今推進しておりますチップですとかペレットのボイラー、キノスとかで納入され稼働されているかと思っておりますけれども、こちらのようチップですとかペレットのボイラーを使うことはできないのか、そういう計画がないのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 熱源についてですけども、給食センターについては、今、大体オール電化か、それかガス電気併用、少ないですけども灯油ボイラーを使ってというのはあります。津別町としてもまだ決定ではありませんけども、今のところガス電気併用、それからあと灯油をどうするかということで考えておりました、理由としてはかまや炊飯器などなどをガスとすることで停電時にも少ない電気で対応できますし、あと暖房、空調を電気とすることで温度管理、それから湿度管理、衛生管理等が簡単にできるということがあげられます。

ペレットとかチップボイラーにしたいところなんですけれども、施設規模も小さくて部屋ごとの温度管理も難しくなりますので、給食センターの熱源としては不向きで

あるかなと考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君）〔登壇〕 とはいえ、私はこれやはり一度検討してみるべきものではないかなと思います。といいますのは、私もここで一般質問をさせていただきましたけれども、津別町は当然一次産業の町でございますし、その中でも林業の関係で山の環境整備等を考えたときということで今チップの工場もできるわけですし、それを主原料にしてということでやっているわけですから、どうしてもということであれば難しいのかもしれませんが、やはり、これは一度私は真剣に検討してみるべきなのではないかなと思います。

その他、人員の確保ですとか作業員の安全の確保ですとか、そのあたりも作業員といますか調理員さん、今の施設は古いので下が滑りますから、そういったような安全確保ですとか十分に気をつけて今後もやっていただければなと思います。

一つだけすみません。追加でちょっとお伺いさせていただければなと思いますけれども、給食費の関係ですけれども、建てることで給食費に影響がないと考えてもいいのかどうか、そのあたりをお伺いできればと思います。

それともう一つ、これは参考までにお伺いをしたいなと思うんですが、やはり食材全体上がっていると、給食費は全体的に上がり傾向だなというそういったような傾向があるのかどうか、そのあたりわかれば教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 給食費については、前も巴さんの無償化のときにもお話ししていた内容ですけど、基本的に負担は食材費と光熱費ということになっていまして、一般的にはそのうち食材費のみが保護者の負担となっておりますので、その建設に対して給食費に影響というのはないものと考えております。

あと食材についても、今回も食材上がっているものがあるのですが、なるべく工夫して町内産の野菜も値段を上げないで安く提供してもらったり、ただ町内産の野菜を直接買うと洗う回数が3回から6回に増えるとかそういう作業も伴いながら苦労してはいるのですが、そういったいろいろな工夫をしながら、現状、今年度も予算内で済ますということができていますし、今後なるべく子どもの栄養等いろいろ

なことも考慮しながらコストについては考えながら進めていきたいと思いをします。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） 〔登壇〕 最後になります。

給食センターは、先ほどから申し述べさせていただいているとおり食育の面でもそうですし、あとは栄養士さんが毎日献立を考えていただいてバランスのとれた食事を子どもたちに提供するというので、私は施設として重要な施設の一つではないかなと、教育においてそのように思っております。ですから、これ今まだ案が示されただけで具体的にはここからさまざまな検討をされて、あと予算その他も決まって進んでいくものと考えております。

その中で目標、先ほどもお話しさせていただいた津別町が抱えているような、案にも示されているような理念をぜひとも新しい学校給食センターで実現できるような、そのような施設にさせていただければと考えております。

最後、全体を通して教育長何かあれば一言いただければと思いをします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 先ほどからコスト、コストとコストのことばかり言っているような感じがしているのですが、基本は子どもたちに安心安全でおいしい給食を届けるということですので、それに向けて今後、来年設計していく中でいろいろな皆さまからのご意見をいただきながら、示しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 3 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告しています質問をさせていただきます。

マイナンバーカードの普及と今後の活用についてであります。

マイナンバーカードは、日本に住民票を置く人全員に割り当てられている 12 桁の個人番号（マイナンバー）が記載された I C チップ付きのカードで、身分証明や健康保険証、証明書等をコンビニエンスストアで取得できるとしています。また、本年 1 月 1 日より、マイナポイント第 2 弾が開始され、三つの申し込みで最大 2 万円相当のポイントが付与されていますが、12 月までにカードの交付申請が必要となっています。今後、ポイント付与効果でのカード普及が見込めなくなると予想されます。そこで、マイナンバーカードの普及と今後の活用についてお伺いいたします。

一つ目です、マイナンバーカードの普及についてであります。現在の普及率について、今後の進め方についてお聞きいたします。

二つ目です、使用の可、不可と状況についてお伺いします。

さまざまな目的での本人確認証明書として利用できるのかお聞きします。

新型コロナウイルスワクチン接種証明書としての利用についてもお聞きいたします。

また、健康保険証として現在、可、不可についてお伺いいたします。

三つ目です、津別町での活用の広がりについてお聞きいたします。

現在、進められている図書館の部分ですが、図書館機能との連携に向けて活用の広がりについてお聞きしたいと思います。また、自治体ポイントに向けての考えがあればお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、マイナンバーカードの普及と今後の活用についてお答え申し上げたいと思います。

はじめに、津別町の現在の普及率についてですが、11 月 30 日現在、申請率は 60.6%、交付率は 47.0%となっています。

申請率は全道平均で 65.3%であり、179 市町村中、津別町は 113 位、管内では 18 市町村中 6 位となっております。

交付率は、全国平均で 53.9%、全道平均で 52.2%となっており、津別町は全道で 135

位、管内では12位となっています。

これまでの状況としては、9月以降、カード申請は順調に伸びていますが、現状は毎月の広報による呼びかけ、窓口受付、WEBによる自己申請、携帯電話事業者による申請受付支援により行っているところです。

このため、12月より郵便局での声かけ・申請受付を始めたことに加え、役場窓口においてもあらかじめ連絡をいただいた方には、午後7時まで開庁して受け付けを行っています。テレビCMなどの影響もあり、マイナポイント付与が12月までの申請となっていることから、駆け込み申請が今しばらく続くものと想定され、本町においても連日10件程度の申請が続いています。年明け以降、足が止まるのかどうか状況を見て、さらなる取り組みの判断をしたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの使用の可、不可及び使用状況についてですが、さまざまな目的での本人確認資料としては、免許証、パスポートなどと同様に、顔写真つきの公的本人確認資料として利用することができます。また、所得税の確定申告等の電子申告における本人確認用として、かなり利用されてきています。

新型コロナウイルスワクチン接種証明書としましては、スマホ等の接種証明アプリとしてマイナンバーカードと連携して接種が証明でき、さまざまな場面で接種証明書として利用することができます。

健康保険証としては、既に利用可能な状況にありますが、医療機関等でのカードリーダー機器の導入が進んでいないこと、制度全般が広く浸透されていないことなどから、利用できる場所は少ないようです。

町内では、津別病院が導入を決め手続きを進めていますが、納品時期が未定とのことであり、稼働時期もまだわかっていません。しらき歯科においても導入手続きを進めており、来春ごろの稼働を想定しています。加藤信陽堂は既に導入済みですが、利用は現状ないと聞いています。

近隣市町においても導入に向けて手続きを進めているようですが、需要が集中していることから納品・稼働については、今後順次進んでいくと思われるものの、広く利用が浸透するまでには、まだ時間を要するものと思われます。

次に、津別町での活用の広がりについてですが、現在建設中の図書館では、マイナ

ンバー対応システムの導入を予定しています。図書館のオープンに伴い新しい利用者カードを発行しますが、希望者には、このカードとマイナンバーカードを結びつけ、これにより本の貸し出しができるようにすることとしています。これによって特別な機能が付加されるわけではありませんが、健康保険証などともあわせ1枚のカードで済むこととなります。

利用方法及び普及方法の一つとしての自治体ポイントについては、他の自治体の例として、マイナンバーカードの取得に際し自治体独自でポイントを付加したり、イベントやボランティアへの参加、健診を受けた方へのポイント付与などさまざまな事例がありますが、今後、マイナンバーカードの利活用が進むにつれ、さらに新たな広がりが出るものと思いますが、町内で活用するにはポイントを使える場所と仕組みが必要ですので、これらについて検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 今、お答えをいただきました。

そこで再質問させていただきたいと思います。

まずは普及率についてであります。現在の普及率をどのように受け止めているのか、まずお聞きしたいと思います。

また、たびたび答弁書の中にもありますが、オホーツク管内の交付率または順位などというものも取り上げられていますが、町長は目標というものをお持ちなのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、一方でマイナンバーカードの率というのは、これから補助金を申請する上で、これから国のほうでデジタル田園都市をどんどん進めていこうということになっておりますので、それに対する補助金には要件が出されていまして、ついこの間は申請率が53%以上というふうなところが国から示されたようでありますけれども、そういった将来のことをこれからの事業等々のことを考えると、やはりどうしてもそれが要件となってくるのであれば、それはやっぱり越えていかなかちゃならないなというふうに思っているところです。それは他の市町村も同じことで

ありまして、国のほうで順位も含めて上位、例えば 10 番だとか 20 番だとか、そういったものを示されてきますので、それにあわせて今うちはどれぐらいになっているのかというのをお示ししているところです。目標としては 100% というふうに言いたいところでありましてけれども、多分これは無理だろうなというふうに思っています。やはり個人情報の漏洩だとか、そういうことはすごく気にされている方もおりますし、不審に思っている方も、それはやはりいるだろうというふうに思いますけれども、できる限り、社会がそういう方向に向かって行っているものですから、利便性を考えて、ぜひご利用していただきたいということで促していくということで進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 2 番、渡邊直樹君。

○2 番（渡邊直樹君） [登壇] そこで、今、津別町という基準が一つ出ました。そこで、役場職員の交付率についてお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私の記憶では、これ 11 月 30 日になってはいますが、11 月 20 日の資料を前に手元に渡されたことがあります。そこには全国の職員の取得率も載っています。確か 86% ぐらいだったと思えます。道内、管内の町村の中でも高いほうになっている状況にあります。

○議長（鹿中順一君） 2 番、渡邊直樹君。

○2 番（渡邊直樹君） [登壇] 職員もさまざまな事情とか理由とかいろいろあると思えますが、先ほど来、町長も 100% は難しいという話がありましたが、まず、やはり足元のところからぜひその部分を固めていただいて、また町民への普及に向けてはそういうこともまた伝えながら進めていただきたいと思えます。

先ほど、町長から今後の国に対する部分についてあったかと思えます。一応聞こうと思っていたことだったんですが、まだはっきりということはあれですが、マイナンバーカードの普及率で国からの指導やペナルティーという部分、先ほど町長は、申請にいろんなものに向けて 53% というものが一つの指標になるという話がありましたが、それも当然、頑張ったからその数字を超えられる、超えられないというのは各市町村であると思うので、その部分、ペナルティーという言い方が私、正しいかどうかわか

りませんが、今、その 53%という部分以外に何かあればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ちょっとペナルティーというのと、またいろいろ問題が出てくるのではないかなというふうに思います。これから国のほうとしては、デジタル化を進めていこうとしているので、やはり最低でもこれぐらいの準備段階として半分ちょっとぐらいの方たちは持っておられるほうが望ましいという、そういう指数ではないのかなというふうに思っていますし、交付税のほうにも影響が出るというふうに書かれていますけれども、それも言い方によっては、進めていくには、進めていかないとこころに比べていろいろお金がかかるので、その進めていくところに対しては、それなりに厚く交付しますよという言い方をしていますので、それはそのように受け取っているところでは。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 先ほど、町長からの申請率、津別は 60%ということで交付率が 47%なので、まだ申請はしていますけど受け取っていないとか、申請が遅れてまだ手元に届いていないとかいろんな状況があると思うのですが、一つの基準としては、先ほど 53%という数字もありましたが、津別町は今 60.6%という申請率がありますので、その部分、受け止めておきます。

そこで、マイナンバーカード交付に際して、役場窓口で健康保険証としての申し込みは公金受け取りの口座の登録、いわゆるマイナポイントの受け取りのサポート業務が行われていると思います。これは担当課にお聞きしたいところなんですけど、マイナポイントの影響が、カード申請の部分に影響がどのようにあると受け止めているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ご質問の内容ですけれども、正式には、どれほどマイナポイントの影響があるかというのはとらえきれませんが、9月にいったん申請期限が切られてきた時に増えた、あと今、12月にも駆け込みが増えているというところを見ますと、かなり関心が高いのかなというふうに思います。

現場のほうに話を聞きますと、やはり交付、受け取る時にマイナポイントの話を聞き、手続きをする方がほとんどに近いというような話も聞いておりますので、やはりその部分の影響というのはかなりあるのかもしれないなというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] マイナポイントという大きな広告効果と、それを受け取る効果という部分がこの先なくなるわけでごさいます、カード本来の目的や役割をより浸透させていかなければ普及につながらないのかなというふうに思います。

そこで、町長の答弁の中に、今後を見据えてですが、さらなる取り組みと判断をしたいということがありましたが、今、考えられる中で、そういう判断とか取り組みというものが可能なことがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まずは今月いっぱいがいわゆるマイナポイントの申請の期限になっておりますので、そこで1月以降パタッととまっちゃうのかどうかというのはありますけれども、その様子を見て判断したいなというふうに思っています。

昨日でしたか、郵便局さんのほうからもはがきのサイズで全国に配られているのではないかと思いますけれども、手ぶらで申請に来てくださいというご案内もしていただいています。行政報告のときに担当のほうから昨日現在で6件ということでありましたけれども、さらに増えていけばなというふうに思っています。

あと様子を見て、今、例えばの話ですけれども、取得状況等々を見ながら、お年寄りの方たちの取得がかなり進んでいないようであれば、老人クラブの集まりだとかそういったところにお邪魔をして、とりませんかということで、そこでも取得できるようなことも考えていきたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 私も今回の質問にあたり、広報を今年1月からさかのぼって見ますと、見開きの部分の資料で、また1ページに満たない部分など枠はさまざまでしたが毎月載っておりました。

内容については、マイナポイントの解説や申請の手順などが主な内容で、マイナンバーカードの使い道ですとか、役割という部分の記載がされていたのは、私が見た限

りでは10月号だけでありました。

これまでの町民に対する周知について、マイナポイントというポイント一色だったというような現状に私はお見かけするのですが、その部分の認識はどのようにされているのか、また今後について、広報を含めて、このポイントという部分がなくなりますので、どのように周知していく考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいまのご質問ですけれども、マイナンバーカード制度は、町が主体的に進めるというよりも国の制度であります。国のPR、CMをいろんなところでもやっていますので、それらと一体になって今進めているという認識であります。

最終的には、その期限が迫っているマイナポイントとクローズアップさせているというふうになっていますけれども、そこの使い道の部分とか、今後のその広がりの方がいろいろ出てくるかなと思いますので、その辺は状況を見ながらやっていく必要もあるのかなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] そこで次の使用の状況についてお伺いしたいと思います。

本人確認の証明書ということですが、マイナンバーカードの目的の中に、使用できる中にコンビニエンスストアでの証明書を、カードを使い各種発行が可能ということがありますが、津別町での現状はどのようなものであるのか、また、そのことについて課題があればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） これは保健福祉課だけの問題ではなく、町全体の問題かと思えますけれども、まず、コンビニエンスストアで発行可能にするにはシステム開始でかなり高額のコストがかかります。それに対して国のある程度のサポートはあるところですが、費用対効果を考えると、これは保健福祉課が決断したことではないのですが、需要と供給というのでしょうか、津別という土地柄であれば、お金がかかるコンビニエンス交付よりも多分役場に来る方が多いんじゃないかという

ところもあって、現状まだ着手していないというような状況にあります。その辺とのバランスがとれてやるというならば、システム改修をしてコンビニでも取得していただけるような、そういうことには踏み切っていけるのかもしれませんが、最終的には、経営判断というか、その判断に基づいて現場としては動いていくということになろうかと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] また、新型コロナウイルス接種証明書でございますが、デジタル庁専用アプリでスマートフォンにワクチンの接種証明書が表示できるということですが、それを使用する機械について想定されることがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 求められたところで出すということで、こちらからわざわざ出して打っていますよということは、おそらくないと思います。

ホテルに泊まる時に提示を求められる、私も求められたことはありますけれども、あとは、お持ちですかとか、何か証明できるものがありますかというときに持っていたほうがいいですので、そういう形を考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] あわせて健康保険証としてですが、これが私の考えるマイナンバーカードの使い道としての重要な役割かなと思うのですが、今、津別の現状はお聞きしました。進んでいると、進めているということで、医療機関を含めてご努力いただいているのかなというふうに思うわけですが、いろんなものの機材が遅れるということは現状あるにしても、この部分について、使用に向けての課題などは、今、医療機関などと協議している中であるのかないのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） これは、まだ普及がそんなに広がっていないので我々も100%おさえきれてはいませんが、よく報道等でされている部分の知識レベルでしか我々もないところでありますけれども、まず、その保険料を納めていない方への問題、通常ですと保険証と資格証明書を使い分けたりして、その滞納管理なんかを

しているようなところもありますけれども、そういったものをどうするのかというところであったり、生活保護の方はいわゆる保険証をお持ちではないので、そういう方への対応はどうかというようなことであったり、あと使い始めてみないと見えてこない、わかってこないいろんな現実というの、まだ見えてこないと思いますけれども、医療情報とか健診情報、いろんなものが見てとれるというところで、それが便利に働く部分はいいと思うんですけれども、逆にそういうのを見られたくない方の処理をどうしたらいいのかというところが、まだ我々もつかみ切れていないところで、今後どういうふうに進んでいくのかちょっと注目しているところであります。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] カードの普及促進や、その所持している方の利便性についてという部分はこの部分かなというふうに思いました。

それで、活用の広がりについて移らせていただきたいと思います。

これまで取り上げてきた部分は、最低限というか基本的な使い道についてであります。ここで、これより利便性を高めたり、津別町の個性を出したり、また、活用に向けて進めていくという部分ではないかなというふうに思います。図書館機能との連携についてですが、導入するというので、今後マイナンバーカードの周知にこの部分をぜひつなげていただきたいというふうに思います。

担当課にまた聞く形になるかなと思うのですが、このマイナンバーカードは地域、自治体、津別町で使用に制限というものがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） なかなかちょっと難しい問題でまだわからないところもありますが、使用の制限がどのようになっているのかというところは、まだのみ込めていない部分もあります。いろんなものが出てきたときに、これは使える、使えないというふうに自治体で判断する余地があるのであれば、それはまた考えていかなければいけないと思うんですけれども、今現在、使える部分がまだそんなに広がっていない中ですので、現状は認識していません。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 自治体ポイントに向けてですが、答弁によると検

討ということで、私個人は大いに期待したい部分かなというふうに思います。町長の答弁の中にも幾つか例みたいなものがあげられていましたが、自治体が独自に付与する例として、神奈川県では、防災だとか防犯、交通安全、健康などについて自治体ポイントが付与していますし、三重県の津市では、65歳以上で積極的な外出という抽象的な内容ですが2,000ポイントということで出ていました。この部分、マイナンバーカードというものが既存していますので、新たな選択肢という部分ではなくて、自治体がポイント事業を始めるきっかけとしてマイナンバーカードを活用できると思うので、ぜひその辺はよろしくお願ひしたいという部分であります。

この問いかけは、先ほど町長からもありましたが、先の全員協議会でもまちなか再生事業でデジタル田園都市国家構想交付金の理念でもある他の自治体のよい例をまねるですとか、デジタル化を図るため基盤をつくるですとか、先行事例として実施するですとか、三つの大きな柱があると思われませんが、その目的に取り上げられています。その交付金のハード面のみならず、その後の活用に向けた利便性などのソフト面として、自治体ポイント等をマイナンバーカードで活用するよう、ぜひご検討いただきたいと思いますが、町長のお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほどの使用の制限の部分でありますけれども、これに使えるということで出されている部分は、そのとおりに使えるというふうに思います。

これから町のほうで拡大も検討していきたいというふうに考えていまして、例えば印鑑証明なんかも別なカードを皆さんお持ちかというふうに思いますけれども、それをマイナンバーカードに集約されれば、このカード、あのカードということでもたくさん持たなくてもいいのかなというふうに思っています。まだほかにもあるかなという部分もありますし、職員のレベルでいきますと、今こういう新庁舎になりまして、昔は出退勤をガチャガチャやっていたけれども、今はカードで入ってくるような、国のほうでは既にマイナンバーカードにその機能をもたせて、そして入退出のカードとしても使っている状況にありますので、そういったこともさまざまこれから利用の拡大が出てくるかなというふうに思います。

あと、普及のために自治体独自のポイントというのは、これから考えていかなくて

はならないなというふうに思っているところでもありますけれども、今、例えば何か福祉的なことのお手伝いをしたりとかボランティアをすると、ボランティアのポイントをいただいて、そしてそれが商品券にかわって、地元で活用できるという仕組みをとっていますけれども、これがスマホであったりとか、あるいはスマホをお持ちでない方はカードをつくって、それにポイントが入って使えるという仕組みになってくると思います。それができる場所が、それをとったとしても町外では使えても、町内で使えないということになると、やっぱりちょっと寂しい部分がありますので、町内でまず使えるような仕組みといたしますか、それを研究、検討していきたいなというふうに思っています。

その一例として、前々からお話が出ていますドラッグストアさんとの、既に松前町でやっているような一つの取り組み、ああいったものも実際にありますので、それを踏襲できればすぐにでも、あとは了解が商工会含めてできれば進めることができるというふうに思いますので、それらについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 最後になりますが、マイナンバーカードの普及と今後の活用についてということで、来年1月から、マイナンバーカードの申請では特典であったマイナポイントは付与対象となりません。

そこで、マイナンバーカード本来の活用の利便性や独自ポイント、今、話ししてきましたが独自ポイント等の付加価値などにより、マイナンバーカードの今後の普及と所持する方の活用につなげていただきたいというふうに思います。

わかりやすい使用の機会をつくっていただきまして、5年後のカードの更新の時には、しまい忘れて紛失したですとか、傷一つなく未使用のカードではなくて、たびたび使用した愛着のあるカードをぜひ更新していただきたいというふうに私は思うわけなので、町長のほうに最後に一言いただいて終わりにしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 背景はこれからのデジタル社会に向けた一つの大きな取り組みということ、国が推進している内容であります。国が推進するということは、日本中そういう形をとっていかうということが示されておりますので、それに対応してい

かなければ困るのが住民になってまいります。ですから、それについて対応できるように進めてまいりたいと考えております。利便性も、やっぱり使ってみてなかなか便利だなというふうに思っただけのような取り組みにしていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 次に、5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] 議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告をしています障がい者の就労支援の拡大について一般質問を行わせていただきます。障がい者の就労支援の拡大は、仕事を提供する側（企業など）、仕事を受ける側（障がい者）、その支援と調整をする側（行政、福祉サービス事業者など関係機関）、この3者が同じ土俵で、同じ価値観と理念、それに基づく基本的な考えを持つことが重要です。

津別町のような小規模自治体においては、サービス事業者の数も限られており、当事者や企業、関係機関をつなぐことなど、行政が果たすべき役割は大きいと考えています。

そこで次の点について伺います。

一つ目に、町内在住の障がい者（身体・知的は18歳以上65歳未満、精神は25歳以上65歳未満）の障がい別の数及び雇用の現状について（一般就労、就労継続A型・B型）。

二つ目に、町内企業、自治体も含みますが国が定める障がい者雇用率の達成状況と、町として障がい者の雇用拡大に向けた取り組みの現状について。

三つ目に、町内唯一の障がい者就労継続支援B型事業所の現状認識と福祉的就労を進める上で、働く場、住む場所、生活支援のサポートが必要と考えるが、これらの取り組みについて。

四つ目に、障がい者の就労支援を取り組むにあたり地域自立支援協議会の役割は大きいと判断をしていますが、現状と今後の取り組みについて。

以上の点について質問をいたしますので、ご答弁方よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 山田君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、障がい者の就労支援の拡大についてお答えさせていただきます。

はじめに、町内に住む障がい者の障がい別の数と雇用の現状についてですが、18歳以上65歳未満の身体障がい者手帳保持者は37名、療育手帳保持者は41名で、25歳以上65歳未満の精神障がい者福祉手帳保持者は23名となっています。

障がい者の雇用の状況につきましては、一般就労は雇用状況のわかる統計資料がないため、人数は把握しておりませんが、就労継続支援A型事業には4名、B型事業所には15名が就労しています。

次に、役場を含む町内企業における国が定める障がい者雇用率の達成状況についてですが、民間企業の障がい者法定雇用率は、2.3%で、正規雇用者を基準として43.5人に1人の障がい者を雇用することが義務づけられています。

従業員が43.5人以上の事業主は、毎年6月1日現在の「障がい者雇用状況報告」をハローワークに提出することとされていますが、平成28年の経済センサスによると、町内では8ないし9の事業所が該当すると思われませんが、調査結果が町に報告されないことから、正確な雇用率は把握できていません。

また、法定雇用率が求められない事業所を含め、障がい者雇用に係る調査が行われていないことから、町内で何名の障がい者が雇用されているかにつきましても把握できていません。

地方公共団体に対する障がい者雇用率は2.6%とされており、本町は3.19%で法定雇用率を満たしています。

障がい者の雇用拡大に向けた取り組みの現状につきましては、本町では公共施設の清掃を、津別町の障がい者の方も働く美幌町の就労支援継続事業所「えくぼ」に委託し、働く場を提供しています。

次に、町内唯一の障がい者就労継続支援B型事業所の現状認識と福祉的就労を進める上での働く場、住む場所、生活支援サポートの取り組みについてですが、津別町の唯一の障がい者就労継続支援B型事業所である「つむぎ」は、現在、障がい者10名が利用登録し、職員5名体制で運営しています。

事業内容は、製パン、クッキー等の外販のほか、クマヤキサブレの箱折りや木製ア

イススプーンやスティックの選別などの軽作業、さらに畑仕事など支援員が障がい者の特性にあわせて作業訓練を行い、障がい者の就労機会の提供や就労に必要な能力を育む場として大きな役割を担っていると認識しています。

福祉的就労を進める上での取り組みについてですが、「働く場所」については、先の「つむぎ」の場合、既に定員10名に達しており、パンづくりが事業のメインであるため、作業量に対する収益と利用者への賃金の支払いとのバランスを図ることが課題となっています。こうしたことから、B型事業所より事業拡大のため、役場庁舎等の清掃業務に対する希望もありますことから、来年度より委託したいと考えています。事業所においても職員を増員する計画であり、さらなる事業拡大に対し町としましても支援してまいりたいと考えております。

「住む場所」については、町内に株式会社びーとが運営する男性障がい者用グループホーム「くりん荘」がありますが、定員は4名で現在3名の方が入所し、同居する世話人などから生活や健康管理面でのサポートを受けながら共同生活を営んでいます。

課題としては女性用のグループホームがないことと、北見市や網走市などの専門医療機関がある所への居住を希望する方が多く、「くりん荘」に空きがあっても町外に転出する現状となっています。居住には本人の考えもあるため、適切な医療につながることも配慮して相談支援を行ってまいります。

「生活支援サポート」については、包括支援センターに併設する障がい者相談支援事業所が、町内の就労系サービス利用者全てのケースを担当しているほか、健康推進係の保健師も随時健康相談等の生活面での支援を行っています。また必要に応じて町内外の障がい者支援事業所や社会福祉協議会・医療機関とも連携して対応していますが、支援の求めがない事例への対応や、相談先がわかりにくいという指摘もあることから、いま一度、相談支援事業所や地区担当保健師、福祉係などの相談先を広報等でPRしてまいりたいと考えております。

次に、取り組みにあたっての地域自立支援協議会の現状と今後の取り組みについてですが、これまで協議会は計画の策定や評価のほか、現状報告と情報共有にとどまっております。地域の社会資源の開発や改善などについては、居住地を町外に求める事例も多いことなどから、どこまで広げるかなど課題が多く、全体的な取り組みができずに

個々の対応となっていました。

北見市では部会をつくり取り組みを行っていますが、社会資源の少ない近隣自治体では本町と同様の状態にあると聞いています。このため、今後の取り組みとしましては、北見地区地域定住自立圏における福祉分野の連携した取り組みとして北見市が中心となり行う内閣府の「広域連携SDGsモデル事業」を活用し、12月から1月にかけて1市4町内の事業所に対し、障がい者就労に関するアンケート調査を実施し、これを参考に就労支援の充実を目指すこととしています。

来年度は本町の自立支援協議会において、「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を策定する年であることから、独自に実施するアンケートのほか、定住自立圏で行うアンケートも参考にしながら有益な計画を策定していく考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 57 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） [登壇] それぞれの項目について答弁をいただきましたので、項目に沿って順に再質問をさせていただきたいと思っております。

最初の1点目の在宅の障がい者の方の数、そして就労している雇用の状況についてであります。3障がいあわせますと、報告をいただいた人数を足しますと101名ということで、そのうち障がい者の雇用の状況の部分、一般就労は統計資料がないということでわからない、福祉的就労の分については、足すと19名ということであります。

それで、なかなかこの一般就労をされている障がい者の数の把握というのは、事前に担当課のほうにもお話を聞いたのですが、なかなか町としても把握をするといった部分が難しいというようなことも聞いております。また、一般就労をされている方の中でも、自分が障がいだというふうに申告をされていない方もいると思っておりますし、

正確な数の把握という部分の困難性というのは理解をしているところでありますが、ただ、障がい者の就労政策を進めていく上で、いったいどのぐらい津別でありましたら、この町内に働きたいというふうに思っている障がいの方がいるのかという、そういう把握というのはある程度、推計でもいいので必要だなというふうに思いますし、実際、働いている人がどのぐらいの推計値でいるのかという、そういう把握というのは必要ではないかなというふうに思っておりますが、最初にこの一般就労の数が統計上わからないということではありますが、把握するようなことは今後の中で考えているのかどうか、先に、まずその点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 障がい者の就労の把握ですけれども、これは1回目の答弁のときに後半の部分でもちょっとお話しさせていただきましたけれども、今、北見地区の広域自立圏の中で、アンケートをやろうとしています。広域連携SDGsモデル事業として採択されまして、これ地方創生交付金を使うのですけれども、1市4町の事業所にアンケートを出すことになっています。これはSDGsの理念そのものが誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくりというのがうたわれておりますので、それに沿っての事業なわけなんですけれども、今、聞いている範囲では、国税庁の法人番号をベースに北見地区定住自立圏の1市4町内の4,427事業所、ここに対して障がい就労に関するアンケート調査をこの12月から1月にかけて既に始まっているところであります。この結果を見て、大体それによって形が見えてくるのかなと、どの程度の人たちが働いているのかというのも見えてくるのだろうというふうに思います。アンケートの内容をちょっと見させていただいたんですけれども、そんなにたくさん問目としては6問なんですけれども、細かくいろいろありませんけれども、例えば1問目は、貴社の主な業種についてお答えくださいから始まって、2問目は従業員は何人おられますかということ、それから、そこで働いている障がい者の状況についてお答えくださいというのが3問目になっています。あと4問目が、あなたの会社の今後の障がい者雇用の方向性をお知らせ願います、詳しく言えば4の1、2、3とこう続いていくのですけれども、雇用を進めたいと思っているところ、あるいは雇用したくないと思っているところ、そして、その理由はどういうことですかというようなこと

が4問目にあります。5問目が障がい者雇用で必要と思うことについてお答えくださいということです。あと6問目はその他なんですけれども、これが4,000社以上の津別も入っておりますけれども、集計がされていくと実態がよりわかってくるのかなというふうに思っています。その中で、今度は定住自立圏の中のところでまた議論も入ってくるというふうに思いますので、その動きを注視していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 1市4町でやるアンケートの部分で、今、町長のほうから答弁がありました。これは事業所へのアンケートということで、最初のほうで僕のほうで言いたかったのは、在宅で年齢を区切ったというのは、いわゆる就労が可能というか、可能と思われる年齢区分ということで18歳以上というような年齢区分を言ったのですけど、101名のうち、このうち例えば時期がちょっと違ってあれですけど福祉的就労、今は19名の方が利用しています。残りの80名近くの人々の部分が、例えば一般就労にそのうち数字がわかれば、例えば20人働いていました、残り60人の人は、そのうち働きたいと思っているんだけどなかなか自信がないだとか、あるいはそういう意欲は持っているんだけど、なかなかそういう機会がなかっただとか、そういうような形で障がい者の就労施策を進めるときに、どのぐらいの人が今、働きたいと思っているんだけどなかなか職につくことができないだとか、そういうような人数を把握する意味で、ですから、いわゆる目標値を設定する上で現状の把握というのが僕は何か大切ではないかなというふうに思っております。

今、町長のほうから1市4町のアンケートという、これは先ほど言いましたが事業所側のアンケートだというふうに思っていますし、むしろ障がいを持った方の当事者のアンケートといった部分では、これは町のほうでも3年ごとに取り組んでいる、後のほうでも出てきます障がい福祉計画、そこでもニーズ調査を行っていると思うんです。それで、ちょっと前回のニーズ調査の部分も一定見たんですけど、仕事をしているか、していないかというようなそういう区分でアンケートをとっていて、およそ七割五分ぐらいは仕事をしていない、残りが仕事をしているといった、400人ぐらいいらして200人ぐらいの回答だったというふうに記憶しておりますが、そういった部分だけではちょっとわからないので、僕自身はもうちょっと来年が障がいの福祉計画の策

定年だというふうになっているので、そのアンケートの中に仕事をしていない中に具体的に働きたいと思っているんだとか、本人の意欲を問うアンケートも、項目もその中に盛り込んでいただきたいなというふうに思っていますし、働きたいと思っているけど自信がないんだとか、そういったような項目や何かの整理もしながら、もう少しその数値というか、具体的な就労の目標値を町として設定をしていくというような、そんな必要性があるというふうにも思っていますので、その辺で何か考えがあればお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 後ほど担当課のほうでももし不足の部分があれば答えてもらうようにしますが、基本的には、今、議員がおっしゃったとおり、来年がいろいろ障がい関係の計画の策定年ということになっておりますので、津別町の障がい者地域自立支援協議会というのは、例えば「ひまわりの会」だとか、「手をつなぐ育成会」だとか、社会福祉協議会ももちろん入っておりますし、民生児童委員、それから小中学校の校長会、そして福祉施設の施設長ですね、そして商工会がNPO法人で身障者2種4級の所持者だとか、障がい者相談支援員、それから特別支援教育の先生、それから小学校の方、中学校の方ということで、合わせて今12の方が協議会の委員としてなっております。

ここで障がい計画を中心的に検討されていくことになるとは思いますけれども、当然アンケートもやるというふうに聞いておりますので、その中でおそらく前回の部分も見直しをして質問項目等も変わってくるのかなというふうに思っているところです。そこをまた町としてこうしてくださいということではなくて、まずは、その協議会の中で、これまで進めてきた経過があると思いますので、そこで進めていたことに対して、町として支援できることがあれば、協力できることについてはそうしていきたいと考えています。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] 来年、策定年となる障がい福祉計画の中で、そういった部分も、十分協議会の中で煮詰めながら障がい者のそういう考えといいますか気持ちといいますか、そういうのも把握できるようなアンケートにしていいただければ

なというふうに思っています。

先ほど目標を持つというようなことも言ったんですけど、実は3年前に機会がありまして、岡山県の総社市という倉敷市の隣にある市なんですけど、人口7万人ぐらいの都市なんですけど、そこで障がい者千人雇用ということで宣言をした町でもあるんです。その1,000人というのはいったいなぜかといったら、当時の市長が住民の方の、それこそ障がい者の雇用の部分でアンケートをとったときに、およそ1,000人近くの人が働きたい、働いているという部分とあわせて働きたいというような数が出てきたということで、それで1,000人だというふうに目標値を設定したということなんですけど、当時は、実際に一般就労も含め福祉的就労も含めて400人ぐらいの人が働いているということだったんですけど、残りの600人の人が働きたいという、それを達成させようじゃないかということで、もちろん自立支援協議会もそうなんですけど、特別な委員会もつくりながら、あと事業所やなんかの誘致も進めながら達成をしたということで、僕が視察に行った時には、もう既に1,500人委員会を立ち上げているということで、総社市だけじゃなくて、よその町からも障がい者の方が総社市に行けば働き口があるんだと、そんな形で官民一体となって進めているというようなお話も聞いてきたので、僕自身も何か目標値をきちんと設定をしていく必要性というのを、その時ちょっと感じたものですから、特に、そういう数字をまず確認をしていくというか、目標値を持つというようなことが必要かなというようなことを申し述べておきたいというふうに思います。

あと、二つ目の障がい者の雇用率の関係ではありますが、これも津別町の民間の雇用率がどのようになっているかといった部分の把握ができないということですが、僕もハローワークのほうにもちょっと行って津別の現状はどうなっていますかということも聞いてきたんですけど、個別の数値は教えられないといいますが、ここでは把握できていないというようなことで言われたんですけど、北見の職安管内といいますが、そこでは北見の職安管内の中では120社のうち達成企業は66社ということで55%の達成状況ですというふうに言っていました。もちろんこの中に津別の会社も含まれていますよというようなことなんですけど、55%、全国では47%というようなことも聞いておりますが、毎年というか、昨年ちょうど2.2%から2.3%に目標の雇用率が引き上が

ったということで、全国ではちょっと達成率が落ちているんですが、今後、この雇用率というか、目標の率というのはどんどん引き上げられていくのかなというふうな感じも持っておりますので、この辺は、先ほどの一般就労の部分とあわせて、町としても何かどういう形でこの数を把握していくのかわかりませんが、数を把握していくような方策を考えていたほうがいいのかというふうな感じも持っております。

町の雇用率は目標2.6%に対して3.19%ということで、先ほど報告がありましたが、事業所として、一つの自治体としては、民間よりはやっぱり達成率というかそういうのは必要なことだというふうに思っておりますので、引き続いて雇用の達成に向けて努力をしていただければなというふうに思っております。

この中でちょっと聞きたいのは、今、役場の障がい者の雇用政策として、福祉的就労については保健福祉課が担当しております。障がい者の方を雇用するというか、一般就労になると、産業振興課のほうが関わってくるのかなというふうに思っておりますが、この辺で産業振興課、あと保健福祉課の中で、何か町として障がい者雇用に力を入れていこうとしたときに、何らかの形で連携というか、そういうのが必要かなというふうに思っているのですが、今現在、例えば産業振興課、保健福祉課の中でそういった雇用の関係で連絡会議と申しますか、対応を話し合ったとか、そういったような経過があったのかどうか、その辺をお聞きしたいなと思っておりますので、お願いします。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） それでは、私のほうから今の関係につきましてのお答えをいたしたいと思えます。

現在、山田議員のおっしゃる連携というふうな部分については、雇用の福祉的雇用の拡大というふうなものにつきましては、連携会議等々は設置をしていない状況でございます。

過去におきましては、それこそ農福連携というふうな中で農業事業者、もしくは農業生産者と、もしくはそういった団体を含めまして保健福祉課とともに、どのような対策がとれるのかというふうなところを議論した経過がございます。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）　〔登壇〕　今、障がいの福祉というか、障がいの就労の関係は国もすごい力を入れている部門かなというふうに思っております。この前、12月の10日に統一教会の関係でニュースになっているのは救済法案の関係が大きく取り上げられておりましたが、あのときに障がい者総合支援法の一部改正も行われてきているんです。その中で、いわゆる障がいを持った方が、就労の選択的サービスという、そういう部門が新たに設置されたということもいわれてきております。それは何かとなったら、例えば障がいを持った方が、今、自分が働きに行くことはどこだろうかといったときに、当然、第一義的にはハローワークかなというふうに思っているんですけど、そのほかに国だとか地方自治体にもその役割を担いなさいよということで、いわゆる自治体の中に就業就労センターみたいな、そんなセンターをつくって、具体的にその人を面談もしながら、この人は一般就労で、この方は福祉的なほうに行ったらどうだというそんなアセスメントをしながら、本人の特性を生かした本人の能力に応じた相談に応じるような、そういう支援センター的な部分を市町村にも設置するというような、そんな改正法案が出ております。

そういう意味では、先ほどちょっと例にあげた総社市もそうなんですけど、総社市は、そういうセンターが既に出来上がっていて、そこで障がいを持った方も含めて相談に応じながら一般就労だとかそういった部分に導いているというようなことを聞いておりますので、今、連絡会議というか、具体的にはまだとらえてきていないというようなこともありますので、その辺も今一度雇用の障がいの雇用の関係の部分で、勉強的な部分でこの問題が協議できるような、そういった部分というのは今後連携を進めていっていただきたいなというふうに思っていますが、そういう内部的な対応の部分とあわせて、例えばもう一つ、事業所の皆さんにも働く場というような形で協力をお願いしないとだめだといった部分があると思うんです。例えば町内の事業所、雇用率達成の企業というのは43.5人以上で大きな企業になってくると思うんですけど、町内のほかの事業所の方に集まっていただいて、例えばハローワークから来てもらって、障がい者雇用の関係で説明をしてもらうだとか、事業所のほうもある程度何かメリットがないとだめだと思いますので、いろんなトライアル雇用だとか、助成金だとかいろんな形で、今、国のほうもそういった制度もあるので、そういった説明や何かもし

ながら事業所の協力を願っていくというか、そういったような取り組みも産業振興課、保健福祉課と一体となっていてできないかなというような考えを持っておりましたが、それについてお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 連携から課間の連携含めて検討してまいりたいというふうに思います。

先ほど総社市のお話もされておりましたが、町として目標を持つということは、お聞きした範囲で感じたのは、やはりアンケートをとって 1,000 人以上の方が就労を希望していると、その実態が把握された上で、それでは 1,000 人というのを一つの目標にしていこうかというふうになったんだろうなというふうに感じたところです。そういう意味では、今、これから事業所に向けて調査活動は今まさに始まったところですので、それをベースにして、十分検討できる内容になってくるのかなというふうに思いますし、その中で、当然、町でいけば産業振興課、それから保健福祉課にそれぞれ該当する部分が、仕事として関係する分野が出てきますので、それはお互いに連携をとりながら、どういう形で進めていくべきか、例えば先ほどお話に出ました就労センター、こういったものの設置というのがやはり必要になってくるので、それはどういう形でつくっていけばいいのかというようなことだとかというのが当然次の段階で出てくるのではないかなというふうに思います。まずは今、実態把握をさせていただいて、その中で一步踏み出せることから初めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） 〔登壇〕 ぜひそういった把握の部分について、よろしくお願ひしたいと思います。

次のB型事業所の現状の部分です。私もこの「つむぎ」のほうの事業所の理事もちよっとやっている関係もあって、状況については把握をしているつもりでもあります。回答があったとおり、定員 10 人で今 10 人の登録ということで、担当されている方に聞きますと、定員を増やしたいんだけど、やる仕事を増やさないと利用者も増やせない、そういった部分で、今は増やしても今度指導者、職員の人材の不足といった部

分もあるといったお話も聞いていますし、4月からはそういった部分が少し解消されるというようなお話も聞いております。それで先ほど回答ありましたけど、庁舎の清掃の部分で今度B型事業所のほうの清掃の委託といった部分があるということも回答でありましたので、ぜひ今後とも、庁舎以外の業務も含めていろんな仕事の部分と仕事の拡大の部分について、町としての協力をお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで実際、障がいを持った方が働くといったことについて、我々は健常者の部分については働くというのは本当に当たり前のことということで、あまり日常的には考えていないと思いますけど、障がいを持った方に今回ちょっと機会があって何人かの人に聞いてみましたら、働けるというのは、すごく幸せだというふうなことも言っておりました。そしてやっぱり自分の人生の中でこういった働くことができたというのは、すごい大きな位置を占めているんだというようなことも聞いて、やっぱり働ける能力、何らかの形で働けるというか、そういった配慮さえすればどんな人もやっぱり働けるというか、そういうことにつながっていくし、それを実現化するというのも周りの人の配慮がやっぱり必要ではないかなというようなことも考えております。

ぜひ引き続いてB型事業所の部分への配慮もお願いしたいなというふうに思っていますし、もう一つは、このB型事業所の中でちょっとお話を聞いていたら、このB型事業所で働いていた人が、その後、町外のA型の事業所で働いて、そしてそこを卒業して今度津別に戻ってきて、今度は一般就労としてこの事業所の職員として働いているというそんな事例もあるというようなこともお聞きしました。ぜひそういう意味では、雇成型としてのA型事業所、津別の中にはないのですが、もしA型があれば順次回っていくといいますか、なかなか就労までいかない人は生活介護ということで昨年達美のほうにニングルの森でしたか、新たに事業所ができて、そして就労継続のB型ができて、A型が本当は町内にできれば一番何かいいのかなというふうに思っていますので、何かA型事業所の誘致と言ったらちょっとあれなんですけど、何かこういった部分で担当課のほうになると思うんですけど、A型事業所の要望といいますか、そういった部分というのは聞いていることがありましたらお聞かせ願いたいなというふうに思いますが。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） A型の要望があるかどうかについては、後ほど担当のほうから答弁してもらいますけれども、今、議員がおっしゃいましたB型の進めにあたって、来年度の予算にあげたいなと思っているんですけども、庁舎の清掃です。きっかけになったのは、今年のまちづくり懇談会の中で、共和地区でしたかね、そこで実は障がい者の話とは全く別なことだったんですけども、キノスが午後からのオープンになるということで、これはせっかくL u k aもオープンして環境が整ってきた中で、町外からもかなりの人たち、お母さんたちが子どもを連れて入る中で、昼から出てきて、そして何と申しますか中途半端に帰らざるを得ないと。午前から入ってくると、そこで遊ばせて、そしてL u k aで食事をして、そして2階の和室のところ、キノスの和室でちょっと昼寝をさせて帰らせることができるんですよということで、午前中から10時ぐらいから開けることはできないのだろうかというお話が共和地区の銀行の支店長なんですけれどもお話がありまして、それで、じゃあなぜ午前が開けられないのだろうかということで持ち帰っているいろいろ内部で担当のほうに聞きますと、それは障がい者の方、いわゆる「えくぼ」の方たちが対応しているということで、さんさん館の清掃が終わった後にキノスに来て清掃をやっていると。ですから、どうしても午後からオープンという形にならざるを得ないんですということで、であれば地元の育成会の皆さんのところで対応できないのだろうか、できればそれに越したことはないなということで、あたってもらえないかというふうにお話ししたところ、そのまちづくり懇談会、今回は団体ごとにもありまして、障がい者グループの方たちとお話ししたとき、そのお話を育成会の代表と申しますか事務局の方たちも来ておりましたので投げかけました。そしたらやってやれないことはないというお話もありましたので、であれば、ぜひそういう方向で進めるよう、清掃ですので、うちでいけば振興公社が対応していますので、そこと組み合わせればできるんじゃないかということで、公社のほうと、それから公社を担当する産業振興課のほうと育成会のほうと話し合ってもらいました。その結果、キノスのほうは「えくぼ」のほうで少し専従をしながら来年1月から対応できるかもしれないという話があったので、それはそれとして、じゃあそれが解決できればあとはないのかという話にはなりませんので、ほかにも障がいを

持った方たちができる仕事というのは考えられないだろうかということで出てきたのが役場庁舎の清掃というのが出てきました。今、町のほうでは役場の清掃は午前中だけ振興公社のほうで女性の方がモップをかけたりしているんですけども、皆さんもご承知だと思いますが、だんだん泥だらけになっていく日もありまして、午後になるとかなり汚くなるというのもありまして、それであればプラスになるんですけども、プラスというのはオンするような格好になるのですが、午後から障がいを持った方たちの清掃を新たに加えようかということで、それはできますということでしたので、じゃあそれを新年度予算に組み入れようかなというふうに思っているところです。様子を見ながら、例えばこれからできる大通棟だとか、そういうコミュニティ施設ができてきますので、そういったところの清掃も可能なのかどうなのかというのは、まずは役場で様子を見ていただいて、その後またできる範囲を広げていきたいなというふうに考えているところでもありますので、とりあえずそういう形で進めてまいりたいと思います。

あとA型ができると、私ももっといいなというふうに、直接雇用契約もできたりとかするような形になってきますので、いいというふうに思いますけれども、そんな話、希望があるかどうかについては、ちょっと担当のほうからお話しさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） 現在のところ、障がい者相談支援事業所のほうで個々に対応しております。その中でA型事業所という話が出ているかどうかは現在のところは把握はできておりません。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 町内に、やっぱりA型事業所というのは、今、4人の方が利用されておりますが、多分、美幌と北見の事業所に通っているのかなというふうに思いますが、かねてから言われていた部分なんですけど、交通費をかけて行っていると思うのですが、働いても半分ぐらいは交通費にとられてしまって、生活費のほうになかなか回ってこないといった部分があって、そういう部分でA型が町内にあれば、その部分が解消されるのかなというふうに思いますが、ただ、それこそ働く場所も必要ですし、サービス事業所も当然必要になってくるので、非常に大変な

課題だというのは理解をしておりますが、いずれかの段階でA型事業所をどうするかといった部分も、先ほど申した自立支援協議会の中でも協議があればいいのかなというふうに思っております。

それで、この自立支援協議会の機能化に向けた部分なんですが、なかなか新たなサービスの創出だとかそこまではいかないというような答弁でありました。やっぱり事務局で提案したことを承認するという、そういう自立支援協議会から、率直に何か委員の皆さんが意見を出し合いながら、津別町の障がい福祉をどういうふう担っていくのかというような、そういう場に変えていくというか、今、状況がどういうふうになっているのかがわからないで申し上げるのは失礼なのですが、そういった協議会にしていかなければならないのかなというふうに思っております。

例えば、ここら辺の近辺では、網走市の自立支援協議会が結構活発に部会も設置しながら動いているというような話も聞きましたし、津別の場合は当事者にも委員が入っているということですけど、むしろ当事者というのは福祉的なサービスを利用している、福祉サービスの事業を利用している方が当事者というふうに、ここではそのような言い方をしたほうがいいかなというふうに思うんですけど、そういう方は多分委員の中には入っていないというふうに思っていますので、部会を設置したからすぐよくなるというようなことはないんですけど、例えば、就労部会があれば、そういうサービス利用者からのお話だとか、そういう当事者の方の意見も聞けるようになるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ津別町の自立支援協議会を機能化させていくというか、そういうところで先進地の協議会のほうから、まずは委員さんの中でどう関わっていくのかということで、まず何か学習会的な、そういう先進地に学びに行くというか、そんなような形も考えてはどうでしょうかというようなことで提案をさせていただきますが、何か考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） 現在、ちょっと部会も以前はあったんですが、津別町の中で先ほど町長の答弁の中にもありましたけども、いろんな支援が少ないということであったり、町外のほうに住む所を求めていたりだとか、あと、いろいろな問題もありまして、ちょっと部会ではなく全体の協議の中で個々に対応という形

をしばらくとっておりました。

今の議員のお話も伺いまして、来年、計画の策定年になりますので、その中で委員の中でどういうふうに動いていくかだとか、協議会のほうで検討していきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 ぜひ自立支援協議会の活性化に向けた協議をよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

それで最後になりますけど、先ほど申し上げましたが、ここ数年の国の障がい福祉の部分というのは、すごく進んでいるといいますか、去年は差別解消法というような形で障がいの方が働くといった部分に対して、それまでは企業は努力義務だったんですけど、今度は企業もやっぱり義務として合理的配慮をしなければならないというような法律も改正になってきております。先行している自治体の中では、今、障がい者に障がい者手帳を持っている、持っていないに関わらず、働きづらさを抱えている人々を全て相談支援にのっていきこうということで、ユニバーサル就労という言葉も使っております。実際に静岡県の富士市では、ユニバーサル就労推進条例という条例をつくって、それは市と市議会と事業所と、あと当事者の皆さんと一緒に作った条例だということで聞いておりますけど、手帳を持っている、持っていないに関わらず、働きたいのに働きにくい全ての人が働ける、そんな仕組みをつくっていきこうというそんな動きが徐々に広がってきているというような話も聞いております。

相談から見学、実習、終了、振り返り、そういったようなことが一体的にプログラムをつくりながら行っているという、そんな自治体もあちこちで出てきているということで、津別町もぜひ障がい者の就労といった部分を総体的に町としてもやっぱり考えていくし、それには先ほど言った自立支援協議会の機能も必要だなというふうに思いますし、いろんな関係機関、当事者も含めた皆さんとの懇談も必要だなというふうに考えておりますので、ぜひ障がい者の就労の部分、いま一度、町総体の中で考えて進めていっていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

最後に町長のほうで何かありましたら、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ありがとうございます。

私のほうも、やはり障がい者の就労の場所というのは必要だという認識は思っております。

今回の選挙の中でも、会社の方たちともいろいろお話をさせていただく機会があったわけなんですけれども、建設業をされている方の中には、津別のそういう幾つかの企業がお金を出しあって、障がい者の方たちが働けるようなそういう施設ができればいいよなということで、民間で動けないかという提案もしているんだという話も今回の選挙で聞かせていただきましたので、それが実現するように町の支援というのが必要であれば、それは関わっていききたいなというふうに思います。

また、今、お話に出ていましたユニバーサル就労でいけば、私の知っている範囲では静岡の浜松市の京丸園さんがユニバーサル農業ということで、障がい者の方たちをたくさん雇って、すごくおいしい芽ネギをつくったりしておりますけれども、人づくりの町の支援も、そのお金を使って町内の方もそちらのほうに勉強に行ったりしているのは承知しておりますけれども、非常に優れた取り組みをしているのは聞いておりますので、そういうところも含めて津別も真似ができることは少しでも真似をして、そして新たなものができるのであれば、また新たなほうに向かっていきたいというふうに考えておりますので、今、北見市を中心に進めようとしているSDGs、いわゆる誰もがここに住んで生活をしていきたいということを保障していくことを念頭に進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 1時 45分

再開 午後 1時 55分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 議長のお許しをいただきましたので、先の通告にしたがい、

まちづくり基本条例の制定について一般質問をしたいと思います。

町長は、5期目の町長選の立候補にあたり、「まちづくり基本条例」の制定を公約としてあげられました。このまちづくり基本条例、いわゆる自治基本条例については、平成12年にニセコ町が逢坂誠二町長のもとに全国初の試みとして制定されたもので、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくかを文章化したものであり、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例です。

この町の最高規範ともいえる条例を、これから策定に向かうと推察いたしますが、このことについて、以下のことを伺いたいと思います。

①なぜ、「まちづくり基本条例」を制定しようとするのか。また、なぜこの時期になったのか、町長の思いをお聞きしたいと思います。

②策定方法として、自治体職員が中心になるもの、学識経験者を加えた住民を中心とした研究会・懇談会からつくり上げるものなど幾つかの手法がありますが、どのように考えているのか。また、策定のスケジュールは大まかにどのように考えているのか、現時点での考えをお聞かせいただきたいと思います。

③「まちづくり基本条例」制定の際、同時に「議会基本条例」を制定している自治体が多いのですが、町長はどのように考えているのか考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、まちづくり基本条例の策定についてお答えしたいと思います。

はじめに、なぜ「まちづくり基本条例」を制定しようと考えたのかについてでありますけれども、もちろん制定することだけが目的ではなく、所信表明で申し上げましたとおり、「長く町政を執行させていただきながら感じたことは、住民と行政の関係性、住民同士の関係性をやはりきちんと明文化すべき」と考えるようになったからです。つまり、自治体の自治、いわゆるまちづくりの方針と基本的なルールを定めようとするものであります。

まちづくり基本条例は、地方分権推進の流れの中で誕生し、国による中央集権的なシステムから国と自治体の関係が対等・協力の関係に改められ、自治体の自由度が高まると同時に自治体の自己決定・自己責任の度合いが高まりました。地域の特性を生かしたまちづくりを自主的・自立的に進めていくことが求められるようになり、その精神を持ちながら町政運営を進めてきたつもりでございました。

しかし、やはりしっかりした条例を持ち、それを読み返しながら町政を進めていくべきと考えていましたところ、今回5期目の出馬にあたり町民の皆さまとともに策定すべきと考えたところであります。

次に、策定方法と策定スケジュールに対する現時点での考えについてですが、策定方法は大まかに3通りほどあるようですが、私としましては、学識経験者や町民を加えた研究会・懇談会方式が望ましいのではと考えています。住民が身近に自分たちの「条例」として感じるためには、策定過程に参画することが必要であると考えており、名称も住民にとって親しみやすい「まちづくり基本条例」がよいのではと考えています。

策定にあたっては、まず「なぜ条例が必要か」を最初に学ぶ勉強会を開催したいと考え、既に講師の打診を行っているところです。その後、理想としては学識経験者や町民による組織が結成され、期間的には先の勉強会も含め2年程度を想定しています。

次に、まちづくり基本条例と同時に議会基本条例を制定する自治体が多いことに対する考えについてですが、議会基本条例は、平成18年に栗山町で制定されたものが大きなきっかけとなり、議会改革の流れが広がっていきました。それには二つの意味があり、一つは議会運営を条例化することで、どのような議会にするか規範性を持たせること。二つ目は、今後の議会のあり方を明確に規定することだと理解しています。住民とともに歩み、それを踏まえて議員間で討議し、そして執行機関との政策論争を行っていく議決責任を行使していくことだと認識しています。

議会基本条例を持たず、自治基本条例に議会改革を規定している自治体もあります。同じオホーツク圏においても自治基本条例の中に「議会改革」をうたい、条文に「議会は、町民の信託に応えるため、この条例制定の趣旨のもとに改革を推進します。」と明記しているところもあります。本町の議会の場合は、これまでさまざまな議会改革

に向けた取り組みを行っていますので、いずれは明文化されたものが制定されるのではないかと考えておりますことから、一緒に取り組むことができれば幸いと思うところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕 この問題については、町長と以前にも議論させていただきました。その時町長は、まちづくり基本条例をどんと一つつくるんじゃなくて、条例の中身となり得るものを随時整えていきたい。要するに条文の一つ一つをつくり上げていって、最後にまちづくり基本条例が出来上がっていく、そんな手法をとりたいというふうに話されたとは私は記憶しております。事実、先ほどの答弁の中でも、町長は、そうした思いを持ちながら町政を務めてきたという答弁がありました。私は、町長が就任されてからずっと町長の胸の中にまだ見ぬまちづくり条例というのが私は存在しているのではないかなというふうに推察しておりました。この議論をした時に、町長は今日まで町長の胸の中のまだ見ぬまちづくり基本条例に沿って町政を進めてきたというふうに私は長い間の議論の中で、町長の心の中を推察しております。事実、そのやり方でいいとは思うのですけれども、今、ここでまちづくり基本条例をつくるに至って、振り返ってみると、やはり反省点もあったのかなと。それは私のようにそういうことを議論する機会があったり、町長の思いを受け止めるような管理職で会議をたくさんやっている人間には見えない形のもものが伝わっていくんですけども、やはり町民の方は滅多に町長の考えを聞くことがない方とか、そういう方たちには、やはり文章にして伝えないと、自分がこういう熱い思いを持ってやっているんだということは伝わらないんだなと。その思いがあったので町長は今回こういう条例をつくらうとしたと思うんですけど、今、5期目のスタートにあたって、町長が誰が町政を担っても町の進む方向が見えるように、同じ未来の景色が描けるように、町民にわかりやすいオープンな町政を行うために必要と判断されて普遍的な町政運営の手法を確立しようと、そういう思いであったということが私は今の答弁から伝わってまいりました。

ただ、そうした手法をとってきたことによって、少しぼやけるところが出てきます。

それは何かというと、総合計画との関係性、それからまちづくり基本条例というのは町の最高規範になるわけです。ですから、その下にぶら下がりの条例というものが出てくると思います。先ほど町長が積み上げてきたもの、例えば、まちづくり基本条例というと町長の役割ですとか、それから町民の町政への参加ですとか、それから危機管理ですとか、あと協働の原則、それから情報共有、情報公開、こうしたものがまちづくり基本条例の中に、その条文のそれぞれの下に条例がぶら下がってくると思います。現に平成 23 年にパブリックコメント手続条例、それから平成 30 年には第 6 次の総合計画、それから平成 31 年には地域防災計画の見直しという形で、まちづくり基本条例ができたのであれば、その下にぶら下がってくるような条例が幾つか制定されております。まだ足りない部分もあると思いますが、しかし、こういう条例がある場合、まちづくり基本条例をつくろうとすると、もう既にこうした具体的な条例ができていのに、それでは足りないのか。また、まちづくり基本条例は法規制を持つものなのか、それともまちづくりの理念を重視するものなのか、その辺の議論がやっぱり出てくると思うんです。町長は今回のまちづくり基本条例を総合計画との関係性、それからまちづくり基本条例自体を理念型とするのか、法規型とするのか、そこに考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 理念型でいくと、何と云うか、もちろंदという形にしても理念は盛り込まれるというふうに、それがなければ条例としてはちょっと不十分かなと思うのですが、そこからやはりくみ取ってきたものをまた付随して入れていくという形になるかと思うのですが、既にさまざまところで全国的には 400 ちよっとのそういうものが出来上がっていると聞いておりますけれども、そういったところも含めて、その後のその市や町その条例がどんなふうな影響を与えているのか等々も含めて、やはりこういう形のほうがよかったんじゃないとか、こういう形にしたほうがさらにいいのかというようなことで、いろいろ議論も出てくるかというふうに思います。そこをやっぱりしっかり研究されている方のお話をまず聞いてみたいというふうに思っているところです。そこからこういう方向で進めていったらいいんだろうなというふうに決めていきたいというふうに思っているところです。

1 回目の答弁でも申し上げましたとおり、学識経験者と住民の方たちが自発的に、できることならやっぱり理想としてそこで自分たちのまちづくりを考えていくという、そして、そういう条例化につながっていくというのが一番いいかというふうには思いますけれども、そこでそうするにあたって行政はどのような関り方というんですかね、そうしたほうがいいのかというの、これは経験をたくさん踏まえているところのお話も伺いながら方向性を見出していききたいなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 7 番、佐藤久哉君。

○7 番（佐藤久哉君）〔登壇〕 もちろん 11 月に公約を出したからって 11 月から考え始めたことではなくて、ずっと町長にすれば思いを持ってやられて、ここに決意されたということだと思います。

まちづくり基本条例、私としては、実は第 6 次の総合計画ができる前の平成 28 年ごろに一度町長にも個人的にかもしれませんが、つくるのはどうという話はしたことがあったのですが、去年の 12 月にもちょっと町長室に行ってお話をしたこともありましたが、今、先ほど申し上げましたように、いろんな計画が出来上がってきて、時期としては今もありなのかなというふうに思っております。先ほども申し上げたとおり、条文をつくっていく中で、その中で整備しなきゃいけない条例というのは幾つか出てくると思います。今、まちづくり基本条例をつくっていけば、当然その下にそれを遂行するために整備しなきゃいけない条例があると思いますけれども、その中の一つにパブリックコメント条例や委員の公募の条例というのがうちにあるんですけど、町民の町政参加へのシステムの中で、各自治体で多く見られるのが住民投票の条例なんですけれども、今まさに町の中でもそうした手続きをやってらっしゃる方がもういらっしゃるというか、昨日たまたま家にいたらそういう方がみえたんですけれども、このような住民投票の条例については町長はどのように考えているのか、もし考えが今あればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、住民投票についてのお話がありましたけれども、これはご承知のとおり住民の方の有権者の 50 分の 1の方が集まって、ここでいけば 77 人と

いうふうに聞いておりますけれども、その方たちが条例化を求めて出すということになります。住民だけではなくて町長も住民投票をしたいということで申し出ができることになっていきますし、また議員の皆さんも定数の12分の1以上の賛成があれば住民投票ということになる。そこから先は、やはり何々に対する住民投票条例ということで議会の議決が必要でありますので、それをもとにして進めていくという形になります。そこから先は選挙とある意味同じですから、費用としてはポスターの看板だとか、そういったものは変わりませんが、おおむねやっぱり500万円程度はかかってくるというふうに思います。実施になれば手続きを踏んで、そしてそれを尊重して町政を進めていくという形になるかと思えます。

私もぜひそういうものをつくっていききたいなという思いの中で、例えばお隣の美幌町さんも自治基本条例があります。これは平成23年でしたかつくった時に、ちょうどそのころは、全国的にも地方分権の流れの中で、全国各地でそういう条例化が進んでいたところでもありますけれども、美幌町さんは、その当時作りまして、平成31年、令和元年の年になりますけれども、そこは一部改正しています。私もそれお隣の町ですから、実際、今つくろうとしている上で、どんなものなのかなということでも美幌町さんの場合、逐条解説も出ておりますので、それらを読むと、当然、住民投票の部分も出てまいります。先ほどの50分の1というのは法令でありますけれども、美幌町さんの場合は有権者の4分の1、それがあって出すほうも法律よりもさらに高いレベルの数値を設定して、責任をもって出していただくという、そういう形をとっているところです。町も4分の1になぜしたかというのも逐条解説の中で書いてありますけれども、町長や何かの罷免を要求するには3分の1が必要ですので、そこまではいらないだろうと、ですから4分の1にしようということを決めた経過も抱えておりますけれども、そういう今、住民投票のお話ですけれども、一つ一つルールづくりがされているということは、これはやっぱり私どものほうも津別町としてもしっかりそういうものももつべきだなというふうに思っておりますので、ぜひそういうことも含めて条例を制定できればというふうに考えています。

あと名称は、そこそこによってまちづくり基本条例とも言っていますし、自治基本条例とも言っていますし、最近は自治基本条例のほうが多いようですけれども、親し

みやすきでいけば、ひらがなのほうがいいのかなどというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕 まさに今聞き忘れていて、最近のトレンドは自治基本条例なのに、なぜまちづくり基本条例なのかって聞こうと思ったら、町長のほうから先にお答えいただきましたので、その質問は割愛します。

策定方法についてお聞きしたいと思います。先ほど私、自治体の職員によるもの、それから町民や識者による懇談会方式、町長は大きく三つと言いましたけども、もう一つは確かワークショップ形式が大まかには三つだったというふうに記憶しております。私も町長と同意見で、うちの場合はやはり学識経験者と、それから町民参加の形がいいかと思います。実は、議員の取り扱いについて次の質問のところでもたまたまやらなきゃいけないと思っているのですが、先ほどお話したように、うちの場合は積み上げてきたものがあるので素案をつくる段階、こうした審議会になるか委員会になるかわからないですけど、そこに出すとき、そこで一からつくり上げるそういうものではなくて、ある程度出来上がったものを素案としてぶつけていくやり方になるのではないかなど思っているんです。今、大体、町長は2年ぐらいのスケジュールとおっしゃっていましたが、これは条文からつくるとなると、まず市民参加の方は条文のつくり方の勉強から始めなきゃいけないということで、これはかなり大変だと思うんです。であれば、やはりある程度条例で、ぶら下がる条例は結構できていますから、そうしたものを中心にして基本的なまちづくり基本条例の素案をたたき台につくって、それをやっていく。その前に町長は勉強会だとかシンポジウムだとかをやられていくというふうになっていましたけども、結構そういう時間がとられると、なかなか2年でつくるのも大変かなというふうに思っております。

ちょっとだけ申し上げますと、議会のほうのことを申し上げますと、これ議会はまだ議員同士で話し合ってもいないですし、議長の考えもわかりませんのであれなんですけど、ただ2年というのは、ちょっと議会としては辛い。というのは、議員の任期が来年の4月からいくと、平成5年の4月からもしこの事業がスタートしたとしたら、令和6年の10月ぐらいまでにはけりをつけないと任期が来てしまうということで、丸々2年はちょっとできないのかなというふうに思っているのですが、もちろん継続で新

規の議員がまたやれば良いということになりますけれども、そういうところもこれから町長が議長と話したり、議員の中で話したりして調整していかないといけない部分だと思うんですけれども、私としては、そのやり方としては今言った懇談会、研究会方式が良いと思うんですけれども、そこにどういった形で提案していくのか、もうちょっと具体的に町長の頭の中で考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今の時点で明確にこう進めようというイメージというのはきちっと持っているわけではありません。

2年というのも、これは答弁でも申し上げましたとおり、まずは勉強会をしたいなというふうに思っておりまして、講師の依頼をしているところです。そこでおおむねほかの町村ではどの程度の期間をもってやっているのかというと、大体2年ぐらいが多いというふうに聞いています。3年だとちょっとだらけてしまいますということで、1年はあまりにも短過ぎますというところで、大体2年ぐらいでやっている。今、何か聞きますと美瑛町さんが今取り組んでいるというふうに聞いておりますけれども、そのようなことで概ねそういう形になるかなど。そして方法論としても、どういうふうに進めていくべきかというのは、まずその先生の話をしっかり聞いた上で方向性を出していきたいなというふうに思っています。例えば市町村によっては、委員会をつくって、策定委員会みたいな名前になっていて、条文まできちんとつくるところもありますし、こういう形ということで大枠ができて、条文、条例案については、町のほうで自治体職員としてきちっとつくってほしいというふうなやり方をとっているところもさまざまあるようですので、そういうことも学びながら、うちの町ではどの方法が良いのかなというのを考えていきたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] かつて自主自立の道を選ぶ前の法定協議会の時に、町はいろんな可能性を模索しながら、職員は大変な仕事量をこなしながら、大変な勉強をしたように記憶しております。それこそ法律の条文何かを読み解く力もそうした時にできたと思うんですけれども、こうしたまちづくり基本条例をつくるときに、若い職員たちの研鑽の場として、条文のつくり方だとかそういうものをこういうところで

学ぶことによって一体感と、本人たちがこの礎を築き上げたという自負を持って、そのまちづくり基本条例を育て上げてくれるような条例になればいいなという個人的な思いはありますが、今、町長にお聞きすると、いろいろもう準備はされているようですけれども、具体的なところはやはりいろんなアドバイスをいただいて方向性を出していきたいという町長の考えも理解いたしますので、ただそういう決意を持ったということだけは理解いたしましたので、このことについては一応了解いたしました。

それで、議会基本条例のことをなぜここで議会で話してもいけないのに私が聞いたかという、このまちづくり基本条例をつくる際に、議会との関係性というのはやはり一つの問題になってくるんです。今、例えば審議会とか委員会でもいいんですけど、つくったとすると、そこに議員が入っていくのかどうか、例えば先ほど町長もおっしゃってありましたように議会基本条例のない自治体で、議会の役割ですとか、そうしたものをまちづくり基本条例の中に入れてしまうと、議会の部分って結構7条、8条と多くなって結構深いところまで入っていくんですよ。そうすると、その策定に議員がやっぱり入っていないというのはまずいので議員が入るんですけども、議員が入ると、僕はあまり大きくないですけど、議員の声が大きくて一般の人がしゃべれないとか、そういう部分が出てきたり、議会に忖度というか遠慮してしまう、議員に遠慮してしまうような部分が出たり、逆にメリットもありまして、議員が入っているので議会はその後すんなり通りやすいとか、議会との情報共有はすんなりいくとか、そういう部分はあるのですが、これは私は議員の立場でありながらですけども、やっぱり議会と町長の間で、きちんとその方針を早く決めないと議会の扱いというのはちょっと2択ありますので、議会基本条例をつくってくれるのであれば、まちづくり基本条例の中には議会の役割に賛助で済むのですけども、もしそれがなくて全部を包括するということになると、結構深いところまでまちづくり基本条例の中に入るので、そうしたところも町長もたくさん見られて、僕も実はこの質問をするにあたって非常にそれぞれ長くて逐条解説も多いものですから、4、5カ所しか見ていないのですけれども、大体そういう感じに感じられましたので、そのところはぜひ町長にもそういう考えをもっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、言われた部分についても、どういう方法がいいのか。私の立場で軽々に議会基本条例がこうだ、ああだというのは常識的な部分ではお話しできるかというふうに思いますけれども、例えば自治基本条例の中に議員さんが入っていくかどうかという問題も含めて、それはしないとやっているところもありますので、そこにはその理由があると思います。ですから、先ほど申しましたとおり、まずは勉強会の中で、こういうケースがあったり、ああいうケースがあったりとか、こんな考えがあったりとかというのをしっかり学んだ上で組み立てていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] 最後に町長にお願いがあります。私、4、5件とちょっと遠慮気味に言ったのですが結構見ました。ただ見ても、大体40条から60条ぐらいの多いのですが、わかりづらいのはいっぱいあるんです、難しい言葉を使って。難しい言葉なんて議員が言っちゃいけないのですがそういう条例を見て、私は、このまちづくり基本条例というのは、町民の多くに理解してもらい同じ共通認識を持ってもらえるような条例になってほしいなと思ひています。特に願うのは中学生が読んでもわかるような条例をつくりたいなというふうに僕は思ひとしては持っています。参政権は18歳以上じゃないとなんかですけれども、我が町のことですから、北見市の条例なんかにも子どもの権利というのもきちっと基本条例の中にうたっていますけれども、やっぱり子どもだって町づくりの権利があるのであれば、私は小学校の高学年とは言わないのですが、中学生ぐらいが読んでも理解できるような条例であってほしいなという思ひがありますので、これからつくられる中で、私も人ごとじゃなくて、多分、関わっていかなくちゃいけないんだと思ひますけれども、ぜひ町長にもそういう認識を一緒に持っていただければと思ひますので、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） おっしゃるとおりだと思ひます。完璧な内容を目指すというよりも、住民の皆さんにとってわかりやすい条例というのを目指すべきだというふうに思ひますし、中学生の方においても、中学生はもう相当読解力を持っていると思ひ

ますので、結構なことを読み取っていただけるのかなと思いますけれども、小学校の高学年も含めて、こういうふうな考えで町をつくっていくんだというのがわかるような形というのを追求していくべきじゃないかなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 次に、9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] 議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告の件につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

町長の政治姿勢ということでお尋ねをしておりますが、5期目の立候補の決意の中で町民に公約を出されておりますが、その中で「まちなか再生事業計画」に基づく六つのゾーンのうち、最も多くの関係者との調整を必要とするゾーンに取り組んでいることから、いわゆる今、大通棟を建設中ですが、次のことを指しているんじゃないかというふうにとらまえておりますが、そのことで立候補を決意いたしましたとしております。

そこで次の点について伺いたいと思っております。

最も多くの関係者との調整を、今後どのような形で調整されるのか。

二つ目につきましては、この中に町民の皆さんは含まれるのかお尋ねをしたいと思います。

2項目目の件ですが、今、佐藤議員が質問されたことと重複いたしますけれども、公約について、私も見させていただいたんですが、1番先にこのことがうたわれております。「町民の皆さんと協働のまちづくり」の中に、自治体の憲法といわれる「まちづくり基本条例」を制定します。と公約をしております。「まちづくり基本条例」は、ご存知のとおり「自治基本条例」でもあることから、次の点について伺いたいと思っております。

なぜ5期目に制定をしますというふうに公約をしたのか。

二つ目については、まちづくり基本条例の必要性と意義についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、私の政治姿勢についてお答えを申し上げたいと思

います。

5期目の立候補にあたり「まちなか再生事業計画」に基づく六つのゾーンのうち、最も多くの関係者と調整を必要とするゾーンに対する今後の調整についてですが、現在整備を進めていますコミュニティゾーンは、他のゾーンに比べ大変多くの利害関係者がおり、調整を行いながら事業を進めているところです。

大通棟の建設に際しては、土地建物を所有するJAつべつ、3件の民間所有者、入所に関しては地元スーパー、地元ハイヤー会社、図書館を所管する教育委員会、道路整備に関しては国道を管理する網走開発建設部、道道を管理するオホーツク総合振興局、交通機関に関しては路線バスを運行する北見バス、建物の管理に関しては商工会、北海道つべつまちづくり会社、津別町振興公社などがあり、これまでそれぞれ協議を行い調整して進めてきたところです。

さらに令和6年度に建設予定の幸町棟については、おおむねの調整を行ったドラッグストアのほか、指定管理者用の事務所等の協議が必要となりますので順次調整を図っていくこととしているところです。

関係者に町民の皆さんは含まれるのかにつきましては、純粹に関係者という言葉においては、この件に限らず町政の推進には全ての町民の皆さんが関係すると考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、まちづくり基本条例についてですが、5期目に制定を目指す理由につきましては、先の佐藤議員に対する答弁と同様ですのでご理解をいただきたいと思います。

必要性と異議につきましても同様ですが、自治体運営の基本的ルール、住民の権利、まちづくりの方向性などについて、やはりきちんと明文化した条例があるべきと考えます。

まちづくり基本条例又は自治基本条例は、四つのタイプがあるとされています。まちづくりの基本理念、自治体の責務等抽象的な規定を定める理念型条例。住民の環境権、生活権、参加権など基本的権利を保障する権利保障型条例。住民参加や参画、住民投票等の仕組みを定める住民自治型条例。行政施策の方向性や行政運営の指針を定める行政指針型条例があるといわれています。

この分野からしますと、私としましては住民自治型条例がよいのではとも思います

が、まずは勉強会でどのような手法をもって取り組むべきかを含め、しっかり学んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] 今、お答えをいただいたところなんですけども、町長の5期目の決意の主要なものと思います。これで5期目の立候補を決意したというふうに捉えておりますが、今のお答えですと、前段の説明はもう既に大通棟で解決をほとんどしております。建物の管理については指定管理含めて今議論をしているところでございますが、今年、来年含めて、次の幸町棟を指しているかと思っております。

そこで、多くの調整が必要だと、今のお答えを見ますとドラッグストアについてはもう既に話を進めておられると。先ほど指定管理者のことについては、今現在、継続審議中であると。この幸町棟に指定管理者の事務所等の協議が必要と、これも先日の協議会の中で話がありましたけれども、これは町長の決意をしたものにあたるのかどうか、非常に疑問を感じるころなんですけれども、今の大通棟を建設するとき、当初は大通棟、幸町棟を一括建設で進めてきた経過がございます。それで幸町棟はなぜ大通棟から外して、2年遅れになりますけれども、そういうことになったかということ、町長は既に自分で発言しておりますので記憶にあると思いますが、一体的にやると進まないということで幸町の施設については後に一応議論の上やるんだというようなことで、先に大通棟の整備を進めた。そういう経過がある中で、多くの調整が必要だというのは先ほどの町長のお答えでは、町民についてはそんなに重要ではないようなことを答弁されておりますけれども、これは大通と幸町は町民との関わりが非常に深い、いわゆる整備計画であり、企業とかそういうものは別として、やはり町民の理解を得ることが非常に重要ではないかと思っておりますので、今のお答えについて非常に疑問を感じるころなので、再度この点についてお伺いをしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 大通棟の部分についても調整が全て終わっているわけではありませんし、まだ協議がされている部分もあるというふうに聞いています。それはまたそれとしてあって、次の部分というのは、これはいわゆるまちなか再生基本計画、その中で方向性としてパブリックコメントもやって確認された計画であります。それ

に基づいて進めているところでもありますけれども、相手がやはりあることですから、この補助制度に至るまでに時間がなくなってしまったとか、さまざまな理由については、都度、皆さんにお話をさせていただいております。結構長い議論をやっておりますので、何と言うか全て頭に入っているかどうかというのは、それぐらい長くなっている状況ですけれども、行政側としては、きちんとした形で資料も整えながらお話をさせていただいているつもりです。

そして住民の方たちの部分についても、まちづくり懇談会もそうですし、それから住民説明会もそうですし、さまざまな形で話を進めてきているところです。もちろん広報誌でも、そういう所に来られない方もたくさんおられますので、それらについてもお話をさせていただいておりますし、また議会報の中でも内容についての周知をされているところで、そういったことで、そういうことをしていくのは当たり前の話ですので、それが十分か、不十分かというのは見方がそれぞれあるかというふうに思いますけれども、私どもとしては全力をもって進めてきているというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] それであれば、これから令和5年度の予算編成に向かうわけでございますけれども、それにあたって今回の課題について、今後どういうふうに多くの調整のことについて住民含めて町長が思っているこの課題、多くの調整をどういうふうに進めるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まず利害関係者のほうとは個別にそれぞれ、相手は相手としての要望項目等々もありますので、それをどこまで行政として受けられるかというようなことも含めて協議をしていくことになると思います。

それと住民の方たちにも、紙をとおしてだとか、あるいはWEBをとおしてだとか、それから、また集会を含めてお伝えしていく、その都度都度説明をしながら進めていくこととなります。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] できれば、この問題については、十分住民の理解

を得るような手法でぜひ取り進めていただきたいと思います。

この特に幸町コミュニティ施設については、これまで相当な議論を尽くしており、私も住民といろいろな話をする中で、まだ非常に解決していない部分がありますので、鋭意そのことについて取り組んで、住民の理解を得るように進めていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

このまちづくり基本条例について、なぜ5期目に制定を目指すものかということでお答えをいただいたのですが、ちょうど第5次津別町総合計画が平成22年から平成31年までの間ということまで計画を進めてきた経過があり、その第5次の町の姿勢として、住民が皆さんで協議されて、「町は舞台、町民が主役」という大きなテーマで皆さんの審議会の合言葉の中に策定されたことは町長も十分認識されているところだと思います。これはちょうど町長が1期目の終わりころだと思いますが、第5次総合計画をつくられたと。私は、平成21年の12月の定例会にこの関連について質問をしております。その時に町長は答弁しておりますが、答弁の中でまちづくり基本条例の必要性を十分感じていると、平成21年の12月に答弁をいただいております。いわゆるそれを解して言えば、「町は舞台、町民が主役」ということを審議会の中できちっと出されたということで、それをもとに基本条例の制定について十分必要性を感じていると。また、答申を受けた後、実現に向けて進んでいきたいと明確に答えていただいております。それからかなり時間が経過して、何でこの5期目に町長は思い立ったように出されたのか、何をもとにして急に出されたかわかりませんが、第6次津別町総合計画の中には、こういう議論は何もなかったというふうに私は感じておりますし、条文を総合計画を全部読んだのですが、住民基本条例の制定については何らここに、第6次には載せられていないという中で、町長がこういうふうに出されたことについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 1期目の時のお話が出てまいりましたけれども、その間ずっとやっぱりやるべきなのかなということは時々思いがめぐらされていきました。その辺は先の佐藤議員さんが心中を察していただいたところでもありますけれども、具体的に

やはり5期というところで、いわゆる16年経過をして、そして新たにまた4年間という中でいきますと、私なりにやっぱり16年間の総括というのを、その中でやはり必要であるなということに至ったものですから、この5期目の4年間の中で、ぜひ策定していきたいなというふうに思っているところです。

このまちづくり基本条例、あるいは自治基本条例とも言われていますけれども、いろいろな議論があるのも私もいろんな本を読んだりして聞いておりますけれども、そういう条例をつくることによって、いわゆる法規制というか法律、そういうものが薄められていくんじゃないのかというようなことを危惧することもあるようですし、また総合計画があれば、それでよしとしていいのではないかという議論もされているということで、ほかにもさまざまあるようでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、例えば一つ、お隣の美幌町さんのものを読んでも、やっぱりこういうものがしっかりあったほうがしかるべきだなというふうに感じておりますし、今、全道の北海道町村会の理事もさせていただいておりますけれども、そういった中でさまざまな首長さんともお話する機会があります。そういう中で、やはりいま一度考えることというのは、やはり私は私なりにありますので、そのようなことできちっとルールづくりといいますか、それをしていきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] 私の言わんとするところは、1期から4期まで町政を進めてきたと、その前に行政経験も長いと。通常であれば、先ほど私が平成21年の12月に質問をさせていただいたのは、町長、1期か2期目で、このころ全国的に基本条例なるものをどこでも制定を目指して自治体側は検討をしてきたと。通常であれば町長に就任して1期目か2期目にこういう条例をつくって新しいまちづくりを進めるんだというのがどこの自治体を見ても通常かと思えます。5期目というのは最後になるような、当選の時にマスコミに話をしておられますけれども、最後の任期の状況の中で、なぜそれを制定するのか、これは恐らく多くの方が疑問に残るところではないかと思えますので、制定しますという公約が、そういう意思を持って公約をしているわけですから、何回も言うわけなんですけれども、そういうことは4期16年、相当反省

点があったのかなと感じるのですけども、それあたりについてお伺いしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 4期やってきて今ごろというお話だと思えますけれども、この条例をつくることに、ここはおそらく反対する人はいないんじゃないかなと思うんです。そういうルールはやっぱりきちんとあったほうがいいと思う人のほうが多いと思えますし、そんなものは必要ないと言う人はおそらく僕はいないのではないのかなというふうに思っているところです。ですから、16年の中で明文化されていないがために、その時々によって迷ったり、それから判断が遅れたりとかそういうことも経験として感じていますので、その条文を見ればこういうところが欠けていたなとか、こういう部分にもう1回立ち戻ろうとか、そういうものがきちんとあるほうがいいだろうというふうに思っていますので、それは後々の人のためにも必ず役に立つものだというふうに思えますし、まだそれは必要であれば後のほうでバトンを受けた方たちの中で改正していけばいいのだろうというふうに思えます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] 町長の思いはわからないでもないのですけども、最後にやり遂げたいという気持ちなのか、そのあたりわかりませんが、この条例をつくるということは、多くの時間と多くの人を会してつくらなければならないということはわかっているかと思えます。どこの自治体も約2年から3年かけてこれをつくると、それで、かつ今までのいろんな関りのある条例等を含めた考え方が見直されるということになると思うんですけれども、果たしてこの4年間でやって次の必要性和異議に関わってくるのですけれども、基本条例の必要性の基本理念は住民と行政の関係のあり方を見直すと、また住民同士の関係性のあり方を見直すことによって自治体の形を構造的に変えるんだと、それが自治基本条例の理念なんです。このことからすると、私が今、先ほど申し上げた構造を変えるということを今やるのかと、そういうことが非常に疑問なものですから、必要性についてお答えいただいたんですけれども、そのあたりをとらまえて発言されているのかどうかわかりませんが、再度これあたりについてお伺いしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議員がおっしゃっていることは、この条例はいると言っているのか、いらないと言っているのかがちょっとわからないのですけれども、どうしてお立場で発言されているのかがちょっとつかめないものですから、答えも十分でないのかもしれないかもしれません。

何度も申し上げますけれども、16年というのは結構長くて、いろんなことを経験してまいりました。それは一言で言える話ではありませんし、一つ一つの事例をあげるときりがなくなってまいりますけれども、それはやっぱり私にとって一つ経験ですので、経験上やはり明文化されたものがあると非常に心の支えにもなっていきますし、皆さんも、これに基づいているのかということによって説得力もやっぱり出てくるというふうに思います。そういうものを経験をとおしてやはりしっかりつくっておくべきだなということをお話を申し上げておりますので、そこのご理解をぜひお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] 私はなくてもいいという話でしているわけでありません。なぜこの最後の任期になりそうな5期にやるのですかと、それであれば次の次期町政を担う方にやっていただいたほうがこれからの町づくりにいいのではないかと。

町長は今つくって、次に引き継ぎたいというような話ですけども、そうではないのではないかと思います。そこあたりの乖離があって、今つくる必要がないのではないかとというふうに私は申し上げておきたいのと、答弁の中で、勉強会でどのような手法をもって取り組むべきかを含め、しっかりと学びたいと考えていると答えております。町長はもう行政経験も長いし、4期16年という非常にまちづくりに対していろんなものをつくり上げてこれまできた。そういうことから、しっかりと学びたいと、そのために条例をつくるのかどうかわかりませんが、何か自分の勉強のためにやるのか、きちっとした津別をつくりたいという気持ちなのか、これあたりについてよくわかりませんので、再度この最後の答弁についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 自分の勉強のためにこういう議会を開いていただいたりとか、あるいは予算をつけてということには到底なるはずもなく、まちづくりといいますか、自治をしていくというためには必要なものを整備していくと。最初の佐藤議員さんに対しての最初の答弁でもお話ししましたとおり、背景には地方分権の推進というのがあります。ですからニセコ町さんから始まって、その後、平成20年代の半ばぐらいまで結構あちこちでそういう条例が立てられていきました。そういう中でつくっていくというのも一つの考えとしてあるかと思えますけれども、それ以外の条例、先ほど出ていましたパブリックコメント条例だとか、さまざま個別条例をもとにしながらこれまで進めてきましたけれども、もともとになるものというのは、やっぱりしっかりほしいなというふうに思っておりますので、それをぜひつくっていききたいというふうに思っています。

議員とは、昔、職員時代は北大に通って土曜講座がそれこそフィーバーのように自治体職員にとって非常に魅力的な北海道大学で勉強ができるということで、たくさんの自治体職員、あるいは議会の議員さんも通いました。随分長い間、何年も続きましたけれども、その方たちが、また今、職員から町長になられている方も随分たくさんおられます。そういうベースも気持ちの中にはしっかり残っていますし、そこをやはりもう一度見つめ直して、その時にさまざま講演をしていただいた先生も含めて勉強会の講師にお願いしたいなと思っておりますので、もう一度そこのお話をしっかり聞きながら住民の皆さんとともに、そういう津別町の自治のルールをつくり上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] 最後にお尋ねしたいと思います。

公約の頭に「大好きな津別」というキャッチフレーズを掲げておりますけども、大好きな津別というのは、町長は津別町のどのようところが大好きなのか、それをお聞きしたいということです。

何が大好きなのかということです。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは5回目とも全部そのキャッチフレーズですので、今に

始まった話ではなくて、この町が好きだから、大好きだから立候補しますということで16年前に立候補させていただきました。それが続いているということで、基本、生まれた町ですので、嫌いでしたらここに住むわけありませんし、好きな町ですから自分のできることをしっかりやっていきたいと、そういうふうに思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） これで9番、山内君の一般質問を終わります。

本日予定している一般質問予定者については、明日への日程といたします。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日はこれで延会します。

明日は午前10時に再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時 4分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員